

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成25年2月22日

時 間：午後 2時00分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午後 2時00分

### 出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
税務課長	阿久津守雄
参事健康福祉課長	渡辺清治
参事生活環境課長	緑川富男
産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長	三瓶保重
都市整備課長	高野善男
教育総務課長	猪狩隆

総務課主幹兼 課長補佐	菅野利行
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺弘道
都市整備課長 補佐	竹原信也
生活支援課課長 補佐兼係長	三瓶直人
避難生活支援 係長	畠山信也
福島環境再生 事務所 除染推進チーム長	森谷賢
福島環境再生 事務所 県中・県南支所長	黒澤純
福島環境再生 事務所室長補佐	近藤慎吾
福島環境再生 事務所専門官	松永暁道

#### 職務のための出席者

事務局長	角政實
事務局庶務係長	原田徳仁

#### 付議事件

1. 区域再編に関する住民説明会の結果について
2. その他

開 会 (午後 2時00分)

○議長（宮本皓一君） 本日の全員協議会は、主題のとおり2つの付議事件を協議しますが、付議事件2のその他において、仮置き場及び仮設処理施設の設置について環境省より説明したい旨申し入れがありますので、許可したことを申し添えます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は14名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

次に、職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は非公開とし、報道関係の皆さんには冒頭のみの撮影を許可したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、非公開といたします。

ここで、町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日の全員協議会は、1月24日より2月20日まで実施いたしました区域見直しについての住民説明会についてであります。ご存じのとおりこの説明会は、県内外9カ所11回9会場で説明会を行いましたが、その間議員の皆様方にも大変お忙しい中説明会にご出席いただきまして、まことにありがとうございました。今後は、説明会において町民の皆様からいただきましたご意見、ご要望等を整理し、区域の見直しを進めさせていただきたいと思いますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、本日は、今回ありました意見、要望等の概要について説明させていただき、共通理解を深めていただきたいと思いますので、重ねてお願い申し上げます。

今後の予定としては、現在7巡目の一時帰宅の最終日が3月24日までとなっていることから、翌週中に実施することで国と調整を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

以上であります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（宮本皓一君） はい。

○10番（高橋 実君） さっき非公開って言ったけど、ここに来てから非公開にする必要ないと思うのだけれども、どういう考え方で非公開にしなければならなくなつたのか。

○議長（宮本皓一君） いや、先ほどみんな異議なしという声もありましたし、それから非公開にすべき問題点が幾つかありますので、これはご了承願いたいと思います。

それでは、報道関係者の皆さんにはご退席をお願いします。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 2時04分)

---

再 開 (午後 2時05分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

付議事件に入ります。

付議事件1、区域再編に係る住民説明会の結果についての件を議題といたします。

副町長より説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中司郎君） ご苦労さまでございます。それでは、私のほうから説明会についての概要について報告させていただきます。

1月24日の会津若松会場を皮切りに2月20日まで9会場で11回にわたり説明会を開催し、避難指示区域見直しの目的、趣旨、町の再編案、今後の生活環境、生活基盤の復旧等に向けたスケジュール等をお示しして町民の理解を求めてまいりましたので、その結果の概要について私から報告させていただきます。

説明会に参加した町民からは、町の避難指示区域の見直し案に対する意見、質問は余り出されず、説明会参加者からは、将来に向けて生活を再建するため、帰還できる見通しをはっきりと示してほしいとの要望、賠償の基準や請求手続に対する不満や不信、徹底した除染の実施、傷んだ家屋に対する対応等に対する問い合わせのほか、原発避難者の実態や被災地域の実情を十分に踏まえた生活支援策や復旧、復興推進の加速を求める声が多く寄せられました。

町としましては、帰還に向けた取り組みを前に進め、加速させるとともに、区域見直し後も長期にわたり避難を強いられる町民の生活再建支援に向けて、立ちふさがる諸問題に対し一つ一つ解決していくよう、また従前のスキームでは対応できない問題については、新たなスキームを構築していただけるよう国や県に引き続き強く要望し、町としての対応ができるものは解決に向けて独自に取り組んでいきたいと考えております。

町の見直し案に対する意見としましては、区域再編の基本となる航空機モニタリングによる空間線量マップが実際に計測した測定値よりも低いのではないか、居住制限区域や避難指示解除準備区域内にも線量の高いところがあるのではないかといった質問や疑問が数多く寄せられました。今回の避難指示区域の見直しは、直ちに避難指示を解除して町民に帰還を求めるものではなく、警戒区域を解除して除染やインフラ復旧工事が容易となる区域を設定し、町の復旧、復興を加速させ、将来の帰還に向けた生活環境や生活基盤を整備するものであることを丁寧に説明してまいりました。

その上で、航空機モニタリングについては、空間線量を面的にかつ平均的に把握するため最適な方

法であることを説明し、また居住制限区域や避難指示解除準備区域内のホットスポットについては、区域見直し後環境省において本格除染を実施するに当たって、詳細にモニタリングを行い、線量に即した除染を実施することを説明して理解を求めたところであります。

区域見直しに伴う懸案事項としては、防犯、防火対策や健康管理の問題について多くの質問をいただいたところであります。町としましては、立ち入りに際しては立入書を、また帰還困難区域に一時立ち入る場合や帰還困難区域を通過して居住制限区域や避難指示解除準備区域に立ち入る際には通行証を携帯していただくとともに、立ち入りの時間については午前9時から午後3時までを目安としていただき、さらに帰還困難区域についてはこの時間を厳守していただくよう徹底していきたいと考えています。

防犯、防火対策については、警察署や消防署との連携を強化し、現在行っているパトロール体制を拡充するとともに、夜間における警備を民間事業者に委託するなど24時間の警備体制を構築し、対応してまいります。

立ち入り者の健康管理については、不要不急の立ち入りを控えていただくとともに、15歳未満や妊娠している方には立ち入りを行わないよう引き続きお願いをしていきたいと考えております。また、屋外での作業をする場合には、防護服等を着用し、作業終了後はうがい、手洗い、洗顔を徹底するとともに、屋外での飲食、喫煙等を行わないよう注意喚起してまいります。また、立ち入りの際には、個人線量計を携帯していただき、立ち入り時の被曝線量を記録していただく立入記録ノートに記載していただくななど立ち入りに際して厳守していただきたい事項を周知徹底してまいります。

冒頭でも申し上げましたが、このたびの住民説明会では、区域見直しに対する反対意見はほとんど出されず、町の区域見直し案に対してはおおむねの了解をいただいたものと受けとめております。区域見直しに伴う課題については、防犯、防火対策や健康管理対策のほか、広範囲、多岐にわたりますが、町としましては福島復興特別措置法に位置づけられる福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業をフルに活用し、区域見直しに伴い新たに発生する諸課題に適切に対応するとともに、立ち入りに際しての遵守事項や留意事項を取りまとめた立ち入りのしおりを作成し、全世帯に配布するため準備を進めているところであります。区域見直しに伴う個別の諸課題に関する意見や質問につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、ただいま配布させていただきましたA3の横のスケジュール表の案についてごらんいただきたいと思います。左のほうから2月の予定ということから入っておりますが、20日で住民説明会を終了しました。本日22日に全員協議会を開催し、週明けの25日には行政区長会を開催し、説明する予定でございます。その後、区長会等のあるいはきょうの結果に基づき、成案として提出できるという条件がそろえば、26、27、28あるいは1日、この間で国のほうに提出したいと。最終の決定として方針を国のほうに提出したいというふうに考えております。

そこで、国のほうに対する対応でございますが、国のはうは3月の5日から14日の間で原子力災害

対策本部の会議を開くということを聞いてございます。この日のうちのいつになるかということについては、まだ察知しておりません。これを受け、先ほど町長の挨拶にもありましたが、3月の24日が一時帰宅の最終日になっております。この週明け、3月の25日を1つの案として、避難指示区域及び警戒区域の見直し施行日ということで予定をし、現在この予定の日をもって協議しておるところでございます。ここは、あくまでも今現在予定ということで、先ほど申しましたように、しおりとかそういうものの印刷の準備、これらがございますので、そこにも日にちを入れたりする関係上、ある程度日にちを絞った形で今検討しておりますが、ここは先ほどありましたように、この下旬の中で動いていくというような形で考えておりますが、事務的には今25日でどうかというようなことで国と協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 飛んで、一番最後の25日、これでちょっと質問させてもらいますが、先ほど高橋議員言った質問なのですが、実際これ25日、きょうの会議非公開にしましたが、実際これはもう町民の人は言っているのです。26日の午前零時で避難解除になりますよということを町民の人ら言っているのです。どこからかとっくに漏れているのです。私たちが全然わからないことを町民の人は先取りして知っているのです。その辺、何で町民の人先取りしてわかっているの、これ。

きょうの会議を非公開にしている意味は、この部分だと思うのです。だから、何にも意味のないことをやっているのです。それで、我々は町民には「あなたなら非公開、秘密会議持って何やっているのだ」と言われるのです。どういうことなのですか、この辺。私理解できないのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 町のほうでは、3月25日というような特定な日を解除予定だということは言っておりません。今までの中では、中旬かあるいは下旬に近いころだろうということまでは言っていますが、25日という明確な話はしていません。ですから、どこからそういうことで受け取られたかちょっと私どももこれは不確定要素でありますので、そのご指摘のような、あくまでも議会に相談して、この協議の中でまとまればこれを尊重すると、あくまでもそれですから。これについては、ご理解いただきたいと思います。

ですから、何らかの形でそういうものが発信されたとすれば、まことに遺憾であるけれども、これは私の全くこれについては心当たりありませんので、一貫して11回の説明会の中でそのような日にちを私どもは口から言ったことはありません。どうかその辺でご理解、その辺誤解を生じたらおわびを申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 全く町長の言うことは、現実なのかと思うのですが、もう二、三日前に私のところに四、五人の人が3月26日午前零時をもって避難解除になるよということを私のところに入ってきてているのです、きのうもちょっと議長に確認した経緯あるのですけれども。また、きょう泉にちょっと用事あつたら、泉の方2名に言わされました。26日でやっと解除になるのだなということ。だから、もう町民の人みんなわかっているのです。もういわきなんか全部伝わってわかっていますから。

ただ、それはそれでしようがないとしても、本来はそうやって先にもうわかってしまうのだから、どうせだったらこういう秘密会議は、非公開の会議はできるだけやるべきではないというのが私の意見です。

要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 渡辺議員の全くおっしゃるとおりであります、今後このような重要な問題については十分に注意して取り計るようにしたいと思っております。

まさに今いろいろな我々の知らないところで、国も全く出したことない、発信したことないというものが新聞で我々今まで何回も裏切られています。まさにそれと似たようなことであつて、これは今後そのような誤解を生じないように、これはもう周知徹底していきたいと思っていますので、この辺はどうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） これ執行部のほうにお願いしますが、区域の見直しをする際に、富岡町の隣接町村とはちょっともう、解除した隣接町村とは線量が違うから、その辺については安全、健康被害というものを配慮してという話がありましたよね。それについて、他町村とのその違いというか、その辺を明確に示してください。

つまりは、楓葉なんかですと7時間昼間に限って大丈夫だというものを6時間にするとか、そういうタイプックスーツを着用させるとかいいろいろありましたよね。その辺なのです。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、物理的な措置としましては、タイプックスーツの着用というものは、帰還困難区域については義務づけられておりますが、ほかの2つの区域についてはそこまでの義務づけはありませんが、議会からも出たように、健康管理上の問題として、町としてはしおりの中にも記入するつもりでおりますが、なるべくそのタイプックスーツを着用して入っていただくような周知をしていきたいと思っておりますし、またその時間についても、帰還困難区域についてはこれまで同様に時間の設定をさせていただくつもりでおります。また、2つの地域についても、宿泊ができないということから、時間制限をやはり皆さんにお願いするというような形をとりたいと、そういうふうには思っております。

また、どこの地域についても、出る際には、帰還困難区域についてはスクリーニングというものを義務づけられておりますが、ほかの2地域についてもできる限りスクリーニングをしていただいて出る

ようにと、そういうふうな周知を全てしおりに入れまして皆さんに周知をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今の中で立ち入りの時間なのですけれども、町としては午前9時から午後3時までの6時間ということで、ほかの町村よりも1時間短く立ち入りの時間を設定していくような考えで今しおりをつくっております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 健康被害というところでございますが、現在のところ低線量被曝というふうなところについてはいろんな説があって、どのような放射線による健康被害があるかというところは明確にされてございません。

全然問題がない、リスクがないというわけでもございませんで、これらについては立ち入りの際の冒頭に副町長のほうからも説明ありましたし、生活環境課長からもありましたとおり、妊婦さんとか子供さんの出入りをまず避けていただくというところで、まず健康を考えた場合には、余計な被曝を避けるという意味から出入りができるだけ避けていただいたほうがいいのかなというふうに考えてございます。万が一入らなければならないというところについては、先ほどもしおり等に載せるというふうなことで説明いたしましたが、十分な注意喚起をしていきたいと思っています。また、ホールボディーカウンター等の健康診査等にも現在平田中央病院というところで実施してございますが、できるだけ多くの機関にお願いしまして、身近なところでできる体制づくりを進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

皆さんからありますか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ちょっと細かいことの確認なのですけれども、今立ち入りで9時から3時ということで、3時でということになるのですが、先日のバリケード設置等の状態を見ると、居住制限と避難解除準備区域においては、当然楳葉から富岡に入るところで何の制限もなくなるのだろうというふうに思うのですが、この3時以降に入らないというのは、あくまでも町民が3時以降入らないでくださいよということしかできないのなかというふうに思うのですけれども、その辺の3時以降の立ち入りの管理体制はどういうふうに考えているのかということを教えていただきたいことと、あとこの町のほうで出ている立ち入りのしおりは前回説明ある程度わかるのですけれども、立入証と通行証をどういうふうに具体的に使うのかをちょっと教えてください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、3時以降の管理体制でございますが、今回の見直しに

よって立ち入りというものが自由な形になりますので、先ほどお話ししたように、しおり等によってお願いするというような形になります。また、3時以降につきまして、今防災無線の整備をしておるところでございます。そういう防災無線でも皆さんにそういうふうな3時以降になったので退出するような形のお願いと、そういうものも考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 2問目について。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それ外れるだろう。

○生活支援課課長補佐兼係長（三瓶直人君） 生活支援課、三瓶直人と申します。よろしくお願ひします。

立入証と通行証の交付なのですが、区域の見直しの後には、富岡町内の避難指示解除区域と居住制限区域につきましては、立ち入り行為に制限はなくなるのですけれども、防犯上の観点から警察等が町内を巡回し、必要に応じて職務質問を実施します。町民の皆様には、職務質問を受けた場合の対応を簡素化するために、皆様世帯単位、富岡町民であるということの証明するために立入証のほうを交付いたします。立入証は、1世帯につき1通の交付となります。また、立入証がなくても、避難指示解除準備区域及び居住制限区域は制限なく通行できますが、帰宅困難区域は一連の申請手続により立ち入りが可能です。この際、富岡町内の中で職務質問を受けた場合には、身分証明証、免許証とか被災証明書の提示により対応していただくことになります。

以上です。

〔「通行証」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） いや、通行証との違い。

○生活支援課課長補佐兼係長（三瓶直人君） 係長に説明させます。

○避難生活支援係長（畠山信也君） 生活支援課の畠山と申します。よろしくお願ひします。

立入証と通行証の違いにつきましては、立入証は単に富岡町民であることを証明するだけの書類でございます。通行証については、区域の見直し後に、いわゆる赤の地域、帰還困難区域に入るため検問を通る際に必要になる書類でございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） そうしますと、帰還困難区域に入る場合には、先日の説明だと帰還困難に入るには今までの一時立ち入りと同じような申請受け付けをして入ってくれというような話だったので、この通行証があればその申請に関してしなくてもいいのかどうか、ちょっとその辺もうちょっと詳しくお知らせください。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課、畠山係長。

○避難生活支援係長（畠山信也君） それでは、ご説明申し上げます。

通行証につきましても、区域の見直し後においては現在と同じような申請行為が必要になります。よって、現在の警戒区域同様日にちを指定して、基本的には今よりは幾らかでも緩和化した立ち入りを実施することとしておりますが、1日日にちを自分で指定して、その日に立ち入りを行うという流れになりますので、現在の申請方法とほぼ同様の形となります。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 済みません。それであれば、ここに通行証及び一時立入記録ノートの配布ということで、通行証の配布というものは要らないのかなというふうに思うのですが、これが入っていたので、ちょっと僕のほうも勘違いしたのかもしれませんけれども、この配布ということでいけば、通行証を事前に配布するということになると思って通行証ということでお聞きしたのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課、畠山係長。

○避難生活支援係長（畠山信也君） ご指摘のとおりでございます。事前に交付されるものは、立入証のみでございます。通行証は、先ほど説明したとおり、申請の都度交付することとなりますので、ここでお知らせをおきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 2点ほどちょっと質問させてください。

住民説明会で帰町に関する考え方のところで、何で1ミリ入れないのだとかなり住民の人からも出ていたと思います。前から町長も1ミリは絶対ぐらつかないと、そういうふうに言っているので、国のはうに最終方針を来週出すときに富岡町の考え方のところにやはり低線量、線量が低減した、そこには必ずやっぱり1ミリ入れてもらいたい。私は、これを見たときに、「何で1ミリと書いていないの」と担当課長に質問させてもらったのだけれども、やはりいろいろ検討した結果という答えしか出てこなかったのだけれども、やはり住民もそのところはかなり不安がっているし、やはり20でなんか押されたのでは大変だから、富岡の意思を表明するわけだから、国のはうに対して。ここは1ミリは入れるべきです。それは、あと町長からお答えください。

もう一点。もう一点は、数日前に双葉のほうも区域再編ということで色分けが出たのだけれども、困難区域と準備区域2種類しかないと。海のほうが準備区域になっているのだけれども、その準備区域は6分の6で全損のような扱いになっているのだけれども、この双葉と富岡の違い、もし情報があれば、わかる範囲で結構ですから教えてください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 1点目の今回国に提出する場合についての条件というか条項を附帯事項とし

て入れてくださいということで、入れさせていただきます。1ミリシーベルトを目標にするということで、これは文言に入れさせていただきます。

2つ目について、私のほうから国の内閣府支援のいわゆるオフサイトセンターの熊谷審議官、事務局の副本部長ですが、双葉の件についてはこの96%がいわゆる帰還困難区域ということで、残りの準備区域については残り4%ということで、人口、行政が成り立たないということの理由でいわゆる6分の6にしたということで確認しております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） そういうように人口割とか面積割とかいろいろ国のはうも条件はあると思うのですが、大熊も一部のところを除いて全ての地域が全損、双葉も全損。やはりちょっと賠償の公平性。結局富岡は、楢葉にその論法を使われて一律全損がだめになったと。近隣町村のバランスを考えて富岡の全損がだめになったという経緯があるので、だからといって双葉と同じにしろというわけにもいかないのでしょうけれども、やはり町長の頭の中には、やはりこれから大熊とか双葉が中間貯蔵の関係で優遇されたような賠償とか、そういった条件が出たときには、あくまでも浪江も富岡もやはり賠償については公平に扱ってくださいと、それは主張してください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この問題について私も不快感を持ちまして、きっちと国のはうに申し上げました。いわゆる楢葉との関係もあるかもしれません、いわゆる双葉の対応は大熊とイコールだということについてはいま一つしっくりしないということは、これについてはいろいろ我々の議会も含めてかなりのこういう問題提起がありますよということについては、今後しっかりとこれに対しては我々に不利にさせないようなそういう対応をしていただきたいということで申し上げました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 先ほど引き続き質問すればよかったですけれども、通行証の件なのですけれども、これから3月の15日だか何かに将来の方向づけが決まると思うのだけれども、その場合にライフラインをやろうと、やるのでなくて、調査、設計、測量などをやる場合に、必ずしも富岡の人間だけではできないと思うのです。あるいは楢葉の人間が入るかもわかりませんし、いわきの人間が入るかもわかりません。そういう場合の証明は、どのようにして統一を図っていくのかあるいはどのようなものを発行するのかを伺いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課、畠山係長。

○避難生活支援係長（畠山信也君） お答え申し上げます。

今ご指摘のありましたライフラインの復旧に係る帰還困難区域の立ち入りにつきましては、現行の広域の一時立ち入り制度が継続して依然として残りますので、そちらを使っていただいての立ち入り

となります。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） もう一度明確にはつきり言ってもらえるかな。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今後自由に入って災害復旧等々にかかる作業員については、うちのほうとしてその作業の事業者のほうからこれは何々工事の何でありますよというような車にとかそういうものにくっつけてもらうように提示していただくようなことを指導していく考えでございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 大体わかったのですけれども、今課長がおっしゃったようなことをこれ今後調査、測量、設計あるいは実施と行くのだろうけれども、その場合にそういう人たちに徹底をしないとわけわからないと思うのです。だから、その辺をどうするのか教えてください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 防犯上の問題かなと思うのです、そういう人たちの。そういうことではない……。

[「いや、いや、いや、いや、入行をするためにそういう証明を必要なのであれば、そういう証明はどういう証明の名称で、どういう形で発行するのかあるいは富岡町の人間だけに限定するのかあるいはいわき市あるいは広野町の人にも発行するのか」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） つまりは、業者と町民とどういうふうに、どんな方法で分けるのだという話

都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 準備区域及び居住制限区域についてこの業者が多種多様などから来て、その対応にどういうふうに対応するかという話だと思うのですけれども、先ほど車等には高速道路でよく車等にどこどこの工事第何号とかという番号を入れて管理をするような状況になります。

ただ、作業員については、今後事業者、これからとる事業者等々にも通知をしなければならないと思いますけれども、それなりの富岡町で復旧工事をやるということであれば、その事業者からその申請してもらって、それについて町のほうのそれなりの証明を出してこの工事に対応している作業員ですよというようなことで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 質問ではないのですけれども、課長、今課長が申し上げたようなことを明確に誰でもわかるように、3月の議会もありますけれども、そのころまでに一つのアウトラインを設けて、そういうものを必要とする業者さんとかそういう人間に配布できるような体制の文章をつくっていただきたいと、このようにお願いを申し上げて私終わります。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） できる限りそういう対応をつくりたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 私は、今回立ち入りに対して、基本的に各自自分で車で立ち入りすることはいいのですが、立ち入れない車とかバス、この前も郡山さんが言っていたのですが、バスの立ち入りも検討しますとは言っていたのですが、具体的にバスで立ち入る場合、それとあともし高齢者が立ち入った場合、途中で、簡単に言うと何かあったという場合は、この前もちょっと説明いただいたのですが、一応消防署から何分とかというのではなくて、具体的にそういう場合どうしたらいいのだろうかということと、あともう一つ、最後になりますけれども、先ほどの回答の中で、一応申請して日にちを決めて入っていくということになると、そうするとバスなんかはある程度の日にちが幾つか分けて入っていくと思うのですが、やっぱり入る方たちは自由に入れると思っているので、希望の日をどんどん言ってくると思うのですけれども、そう言われた場合どういう対応するか。

この3点だけお願いします。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課、畠山係長。

○避難生活支援係長（畠山信也君） お答え申し上げます。

まず、交通弱者に対するバスによる立ち入りの立ち入り制度についてですけれども、区域の見直し後においても帰還困難区域についてはバスの立ち入りが必要になります。よって、国ほうに要望しまして、この帰還困難区域へのバス立ち入りを行うときに同時に居住制限区域、それから避難指示解除準備区域の希望する方においても、送迎バスに同乗をしてもらって同じようなバスの立ち入りを行うようになります。バスの立ち入りについては、以上でございまして、それから中で何かあったときの連絡体制についてなのですけれども、こちらは町としましても区域見直し後においては、町職員が日直体制として配置することを検討しております、そこに連絡をいただくことにより対応していくと考えております。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） あと追加でもう一点聞きたいのですが、今のことでの一応バスの立ち入りはわかったのですが、一応今回今まで一応バスで行って、こっちで送っていって、途中で乗りかえてという形になりましたけれども、困難区以外は直にもう行ってそのまま帰ってくる。そうすると、

巡回的なバスというものを考えていいますでしょうか。例えば郡山仮設から行って仮設に戻るとか、あるいはわきだとどう巡回して回っていくとか、そういうものあつたら教えてください。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課、畠山係長。

○避難生活支援係長（畠山信也君） 現在のところは、現在の警戒区域と同様中継基地まで送迎バスで行って、そこで町内に立ち入りをするバスに乗りかえてということを考えております。ただし、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の方から直接行きたいとかあるいはもうちょっと頻度をふやしてほしいという要望があった場合には、その段階で別途国と協議をして検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

[「はい、わかりました。以上です」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 先に今の関連なのですけれども、帰宅困難区域のバスに同乗させるということ出ましたが、3カ月に1回ですよね。居住制限と避難指示準備に関しては毎日行けるわけですから、それを国と協議してどうのこうのは必要ないと思うのです、町が出す意思さえあれば。何でそこで国と協議しなくてはならないのですか、毎日行けるのだから。だから、その辺はもう少し考慮して、1カ月に1回くらいバスを出してやるとかしないと、せっかく解除になった意味なくなってしまいます。そういうことで今後検討してください。

あともう一点なのですが、本来であれば避難解除にする前にある程度の除染をして放射能の数値を低減させてから避難解除をして町民のことを入れるのが本来の筋ですよね。それが法の壁あるかどうかわからないですけれども、もうきょうまで入ってはだめですよと国が言っていて、あしたから入っていいですよとなるわけです、避難解除になれば。だから、そういうところに町民を入れるのですから、先ほど生活環境課長、議長のほうの指摘によって生活環境課長の答弁、今まで議論していたと同じことを、防護服は着用させるとかどうのこうのと言いましたが、ではもう1カ月くらいに迫っているのです。では、どういうふうにして徹底させるのか、どこで防護服を渡すのか。貸し出し用品だってそうです。これいわきの事務所までとりに来いというのか、郡山の事務所までみんな全てとりに来いというのか、それとも6号線の富岡町の入り口で待っていて渡す、山麓線の入り口で待っていて渡す、川内からもうこれっとすれば向こうにも待っていて渡すという方法をとるのか、その辺を周知徹底しないとこれ大変なことになるのかなと思うのです。スクリーニング会場も同じです。今までどおり第二原発のほうに入れるのか。だから、その辺をもう1カ月迫っていても町のほうではまだ案全然できていないのですか。それで、役場職員がそういう対応をするとすれば、郡山から毎日通うのか、それとも広野あたりに借り上げ住宅でも借りて、そこへ常駐してもういち早く対応できるようにするのか、その辺の骨子できていれば教えていただきたいと思います。

私は、本来であれば、そういうことの会議だと私は思って来たのです。今言っていることは、今ま

でと同じことの繰り返し言っているだけなのです。もう解除に向かってどういうふうにするかということですから、今私が言った内容の骨子はあらかた固まっていなくてはならないと思うのです。

だから、先ほど安藤議員さんが言ったように、1ミリという文言を入れるとすれば、そういうことはもうとっくにできて徹底しないと当然入れないです。1ミリと言ったら、避難準備区域だって入れないですから、1ミリも入れるのであれば。だから、そういう骨子ができていないのは私はおかしいと思うのですが、その辺できていればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 1番の交通弱者の件。

生活支援課、畠山係長。

○避難生活支援係長（畠山信也君） 私のほうから交通弱者に係るバス立ち入りの頻度についてお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、帰還困難区域の方と居住制限区域及び避難指示解除準備区域の方の頻度が同じ程度であればご不満といいますか、それがあるのは明らかなことでございます。ただ、区域見直し後におけるバス帰宅の頻度そのものについて、現在の3カ月に1度程度から1カ月半から2カ月に1度程度までは頻度が上がることになります。これによって、緑あるいは黄色の地区に関しても頻度が上がるということを周知しながら、それでもまだご要望があるようであれば町として別途検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 2点目。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、今現在タイベックスーツ、線量計の貸し出しというものは、第二原発の毛薙のところでやっているところでございます。町として今後余りにもちょっと遠過ぎるということで町内のほうに持ってこれないかという協議はいろいろしているのですが、なかなか場所的な問題とか線量が高いところではなかなかスクリーニングをする問題とかがありまして、なかなかちょっと今そこの場所まではちょっと決まっていないような状況であります。西側につきまして、要は川内に抜ける場所につきましては、ローソンから川内寄りにちょっと退避所みたいなところがありますので、そのところで1カ所スクリーニングをやるというようなことまでは一応決まっています。また、今後継続してなるべく町内のほうにそういうようなものを持ってこれるようにちょっと国と、期間は余りないので、そういうことで詰めてはいきたいというふうには思っております。今も継続中でございます。

それから、職員については総務課長のほう。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、職員、日直というようなことも出ましたが、町として今考えているのは、職員の日直体制ということはそういうこともあります。現在下郡山の集会場な

どを考えていまして、そこで町民があけておいて、職員当然そこで常駐して、そこからタイベックスーツを渡すことが可能なのかどうかもその辺も検討は必要かと思いますが、そこはいつもあいているということで、あとは何か町内で起こったときに連絡体制をとって、そこから出向くというようなことでの体制をとっていきたい。

それから、宿泊とかそういうものにつきましては、今後当然考えていかなくてはならないところですが、いわきの状況もありますので、いわきの事務所等で対応人数をふやしてできないかどうか、その辺を今後考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 内容については、大体理解はできます。

ただ、もう1ヶ月余りに迫って、町民に周知徹底する時間も全くもう今からやらないともうないにも等しいのです。ちょうど時期から言っても、このスケジュール表で言うと3月26から入れるようになるわけですから、今まで待っていましたとばかり町民の人は入っていくと思うのです。それで、ましてや今度花見の時期で、夜の森桜も咲くわけですから、このときとばかり入っていくと思うのです。そのときにみんな無防備で入ったら、今度法的拘束が何にもないわけですから、立入証だって通行証だって何にもなくとも別に指摘される問題ではないですから、それを周知徹底する時間をきっちりとつてやらないと大変なことになると思うのです。

きょうあたりの会議は、もうこれ以降になればもう周知徹底する時間なんかないと思うのです。そういう中で周知徹底させること可能なのですか、今そんな検討中なんてやっていて。

○議長（宮本皓一君） これは町長か。副町長。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） スクリーニング会場なのですが、まず今回富岡町だけでなく、大熊町、双葉、浪江、全体的なものとして、やはり多くの今議員がおっしゃるように多くの町民がやっぱり帰るだろうと。そういう中で、やはりそれだけのスペースの問題とかそういうものがありまして、なかなかそういう的確な場所が今のところ見つからないということで、そういうふうな4町を含めた場合に今のところ毛薙が一番今整っているということで、毛薙のほうにまずその4町を含めてまずは誘導したいというように思っております。

また、富岡町民について、やはり便宜を図る上で、なるべく近くに設ければタイベックとかそういうものもやっぱり着用というようなものを考えれば、近くに持ってきていたいという考えはあるのですが、やはりその場所をどこにするかということがありますて、なかなかちょっと今決まらないということで、議員がおっしゃるように本当に周知できるのかという問題になると、なかなか解除の時期に合わせてそれが可能かということも問題にはなりますけれども、その辺を含めて、できるだけ早くこういうふうなことができるようまた国とも協議をしていきたいと思いますので、そういうことで今の段階では毛薙というものを中心に進めていきたいというように思っております。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） まず、立ち入りのしおりをつくりますという報告をさせていただきました。これはこれでしっかりとその内容を充実させて、お知らせすることによって住民への意識の徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

ここに記載されるものにつきましては、それである程度クリアできるのかなというふうに考えております。現在はっきりとしていないというものは、スクリーニング会場であったりとかということでありまして、これにつきましては、実は施設いっぱいいろんな形で当たってはおるのですが、なかなか成立していないということがあって、若干おくれているということは確かにございます。それで、例えばその立ち入りしおりの際に同封できないというようなことがあれば、それはまた追ってお知らせするというようなことで、とにかく何らかの形で住民に意思疎通ができるような形で徹底を図ってまいりたいというふうに思いますので、もうしばらく調整の時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 考え方がちょっと私から言うとずれているのかなと思うのです。スクリーニング会場は、国との調整が必要であれば、町だけでは恐らくつくるのは無理だと思うから、当然国になりますよね。それは、調整中はしようがないと思うのです、今まで同じ場所のスクリーニング会場であっても。

ただ、そこに寄らない人が今度出てくるでしょう。寄らない人の取り扱いをどうするのですかということで前から言っているのです。タイベックの配布は、では6号線の猪狩スタンドの前で渡しますよとか山麓線のあの赤木の入り口で渡しますよとか、そういうふうな手軽さに渡せるようにしてやらないと、町民はみんな無防備で入ってしまうでしょう。だから、できることは先に進めてもらわないと。それで、タイベック着ていけば衣服につけてくる放射能汚染物質はタイベックで全部置いてくるわけですから、被曝する可能性が少なくなるわけです。だから、できることはじゅんじゅん前に進めてもらわないと、スクリーニング場、スクリーニング場、それは国が相手に入っていますから、それはしようがないと思います。ただ、帰りは必ずそこに回ってはかっていってくださいよと、そういうことを周知徹底すべきであって、それで調整つき次第どこかまたスムーズに出入りできるところに確保してもらえば、これまたスムーズにいきますので、その辺を是非お願いしたいのです。できることはもうすぐあしたからでもやると、そういう考え方をお願いしたいと思います。

要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 先ほどの交通弱者の……

○議長（宮本皓一君） マイクをお使いください。

○12番（塙野芳美君）　はい、はい。交通弱者のバスの話ですけれども、集合地点をどこどこを考えているのかということが1つと、それからもう一つ、先ほど困難区域以外の入域というか何と言うのでしょうか、その地域の時間制限、9時から15時ということでしたけれども、これは完全には遂行できませんよね。

その2点確認したいのですけれども。

○議長（宮本皓一君）　生活支援課、畠山係長。

○避難生活支援係長（畠山信也君）　私からバスの立ち入りについてお答え申し上げます。

バスの立ち入りについては、先ほど来申し上げているとおり、現行を継続してまいりたいと思いますので、集合場所については現在の富岡町の各応急仮設住宅、それからJRの郡山駅といわき駅から送迎バスに乗っていただいて、中継基地である毛萱の波倉スクリーニング場までお越しいただくと。そこから各部落ごとに分かれて専用の立ち入りバスに乗りかえての立ち入りを考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　2点目。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君）　時間ですが、町からの要は低線量被曝のためのお願いという形になりますので、先ほどお話ししたように、しおりの中で皆さんに周知するとともに、その時間に合わせて防災無線等で退出していただくようなそういう措置、それぐらいしかできないというふうに判断しております。是非そういうものを1回だけでなく、そういうふうな数回に分けてそういうふうなものを入っている方に防災無線のほうで周知をしながら図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君）　大体は、今の時点ではそれで了解するしかないでしょうけれども、ただ先ほど立入証、これ世帯単位ということでしたけれども、世帯単位でも同じ世帯の中でも2口で入った場合は1枚しかないから、万が一職質受けたときに、従来の……従来のというか、身分の証明できるものを、だから被災者証明書とか免許証とか、そういうものでも問題はないのかどうか。

○議長（宮本皓一君）　生活支援課係長。

○避難生活支援係長（畠山信也君）　立入証については、1世帯1枚の交付となります。ただ、これは富岡町民であることを証明するものでございますので、ご指摘のとおり身分証明書、運転免許証や被災証明書あるいは保険証などで職質には十分対応できるものです。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋　実君）　では、順次ちょっと確認させてください。

○議長（宮本皓一君） マイクをお使いください。

○10番（高橋 実君） 24時間体制で防犯ということなのですけれども、今現在警戒区域の我が町は24時間内閣府のほうで防犯管理しているのか。している、していない、この確認、教えてください。それに伴って、解除になってから24時間どのようになるのか。

あと電気、電話関係の復旧関係、やはり9時から3時まででも戻れば電気を利用して掃除したり、何かいろいろする。農家なんかは、水道が通っていないなくても井戸水モーターで上げたいとかいろいろあるのだけれども、そこら辺もあわせてどういうふうになっているか。細かいこといっぱいあると思うのだ。仮設トイレのくみ取りだってどういうふうになるのか。今度開放した時点で富岡町の管理責任ある町道、一部農道、それに準じる道路、そこら辺の破損形態、バリケードなんかで今やっているとは思うのですけれども、多大にあちこち抜けているところあると思うのです。そういうところでの交通事故関係。段差があったがために云々となると、富岡町が管理していれば補修しなければならなくなると思いますし、いっぱいあると思う。だから、震災後いろんな場面で旧体制の議員、新体制の議員、全協の中、特別委員会の中、いろんな場面でキャッチボールしていたかしていないかがスムーズに3月25日以降町民を受け入れられるかどうかかと思うのです。

正直私言つて、キャッチボール少ないと思う。質問に対する答弁。答弁した以上は、やっぱり真摯に受けとめて、現地に入って確認して、現地はこうだと、何ぼ郡山の本所でこういうような話が出たからといつても、富岡自体はこうだと、だからこうしなければならないのだというものを真摯に受けとめてやったかやらないかなのだ。ちょっと足りな過ぎると思うし、この3月25だって、私から言うとちょっと早過ぎる。現状はそこまで行っていないと思う。

今の質問あちこちになったのですけれども、この24時間体制からちょっと答弁できる部分あつたら答弁してください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） まず、防犯の件なのですが、今富岡町消防団2班体制で日中について防犯パトロールをやっているところでございます。それから、夜間等そういうものにつきましては、警戒区域という中で警察が主に対応をしていただいているというようなことと認識しております。

解除になりましたからは、今現在考えておりますのは、やはり2班体制で3交代のローリングを日中考えております。夜間につきましては、警備会社等に委託をしまして、24時間体制の警備ということで考えてまいりたいと思っております。

それから、仮設トイレでございますが、先般の全協の中でも原特ですか、各集会所の中に配置をすると。その中で市街地とかそういうものについての数をふやしてくれというような話もありましたので、その辺も含めて検討しておりまして、そういう方向では考えております。また、くみ取りとか清掃あるいは消耗品の補充等についても、十分にそれを対応してまいりたいというように今考え

ております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） ライフラインについて、まず電気の使用ということで、今現在町内ではほとんどの区域で保安のために送電がストップしております。送電の再開には、個別の安全確認が必要ということで、送電が可能な区域は今後避難指示解除準備区域並び居住制限区域で、送電を再開する場合は個別に東北電力のコールセンターに申し込むということになっております。それについては、電気の使用に関するお知らせを実際にはしおりの中に入れて住民の方に周知徹底をさせるということでございます。

電話等の使用については、やはり電気の復旧が必要だということで、それがつながってからＮＴＴの東日本のはうにご連絡をするということで開通というか、通話ができるというような状況になります。

電気と電話については以上です。

あと町道、農道についての話なのですけれども、今現在うちの作業員等が……作業員とはうちの職員等が入って、あと委託業者のほうが入っており、今後実際に委託の中で調査をし終わった段階で除染をしなければならない区域については先に除染をしてもらって災害復旧工事を進めるというようなことになっております。

それと、あと今現在今度誰でも入れるよという話になりますので、今の被災している部分については仮補修を実施しながら対応していく、またあとは案内看板等を提示して安全管理等についての注意を喚起するというような対応をとろうと今実施しているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 大体わかりましたけれども、スケジュール的にこれ3月25日、町民の人らを戻すためのスケジュール十二分対応できますか、できるのであればいいのですけれども。この前から言っているホットスポットにしても、バリケードするのだから先行除染でそこだけを取り除くのかいろいろあると思う。道路敷関係のホットスポットのやつも航空モニタリングで確認するのか、富岡町は本格除染の前の先行除染、モニタリングはもうかかっているわけですし、そこら辺との情報交換とかそういうったもろもろのことは幾らでも手だてはあると思う、どれをとっても。そこを再確認した状態で3月25日に無事に安心して9時から3時の間戻ってくださいと町長言えますか、町長が。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 今副町長を中心に関係課長が随時これについては国と協議して、このもろもろの問題、今それぞれ取り組みについて、今一つ一つそれに向けての目的達成のためにやっています。これについては、副町長のほうから今答弁させますから。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今町長から答弁あったとおりでございますが、これにつきましては町単独のお金が必要なものと、それから国の方で、先ほど私のほうからも話しましたが、国の補正による対応とするものが出てきました。これにつきましては、国が最終的に国会を通らないと使えないというその壁があって作業がなかなかスムーズに進まないという部分はあるのですが、できるだけその国のお金を使える部分は使いたいということもありまして、積極的にそういうお金を使いながらできる準備はどんどんやっていこうというふうに考えております。

ただ、その事業については、25年度も引き続き使えるメニューがあればそこに使用していく考えもありますので、それらについては予算の審議の際にまた細かに説明させていただきたいと思いますがいずれにしましても一つの目標として25日を掲げて国と調整しておりますので、我々もそこに向かって今現在調整しているという段階でございます。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） あと議長、これ3月25日云々とは書いてあるけれども、その他もうもう副町長がトップになって関係省庁との調整、まとめ役やっているのでしょうかけれども、やはり議会で何にも知らなかつたというのもおかしな問題だから、やはり3月25日を国の方で結果を出す前に定例議会の中でも構わないからもう一回答弁もらったやつ再確認して提示してもらうような場を設けてもらいたいのですが、どうですか。このままではちょっと……。

○議長（宮本皓一君） 今後3月25日の解除の時期までには委員会もありますし、その前に定例議会に係る全員協議会もありますから、そういう中でまた議論していくことはできると思います。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 今の件につきましては、国も出席してもらってこの取り組みについてしっかりと皆さんの方に報告し、また協議していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今10番さんからパトロールの件出ましたが、今までどおり消防団とあとは民間の警備会社に委託するという話出ましたが、前に消防団を3年とか5年の任期つきで採用させてやつたらどうですかという提言に対して、町長も検討するという回答したと思うのです。そういう部分で、今職がなくて、戻る、戻らないの以前に職がなくてみんな戻れないというのが大半だと思うのです。そういう部分で、民間に委託するお金があるとすれば、私はそういう任期つき3年とか5年、長い目で見て避難準備区域が何年くらいで戻れるだろうという想定した中では3年とか4年くらいの数字は今すぐでも浮かんできますよね。そういう部分で任期つき採用して私はやるべきなのかなと思うのです。そういうことによって、町内の情報も町民の人らもわかるし、行くことによって、きちんとした防護管理のもとで行くことによって、「ああ、1年間そういう業務についてたけれども、被曝はほとんどしていないよ」とか、町民の戻る意欲につながっていくのではないかと思うのです。全てそう

いう方向で考えたら、私は町長から答弁もらいましたので、期待していたのですけれども、全然前進しない言葉出たから今がっかりしているのですけれども、どうなのですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 日中の活動については、ご要望というか、ご指摘いただいたとおりに今回の予算に計上しました。いわゆる期限つきというか、準職員並みの身分の保障をしたそういう固定給で安定的な収入入る。そういう予算を計上しましたので、条例の中の要綱の中にもそれは入れました。これは、午前、午後と4時間ずつの交代制、健康上の関係で。そういうローテーションを組んで。夜は、やっぱりいろいろな面で町民のあれもいろいろな不安もあるだろうし、その辺については専門の民間に委託すると。日中は、今おっしゃったとおり、そういう仕組みつくりましたから。予算の中でまたひとつ確認してください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 職員のほうにつきましては、消防のほうで昼間についてはパトロールということで、任期つきではなくて、非常勤の特別職ということで今回3月定例会にも上程させていただきたいと思っています。

それで、任期つき採用職員となりますと、正規の職員で任期つき3年、3年になったらばもうやめていただかなくてはいけないというようなこともありますので、現在考えているのは、非常勤の特別職で嘱託ということで日額幾らということでお支払いしてパトロールをしていただきたいということで、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「はい、ありがとうございます」と言う人あり〕

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。避難指示区域の見直しについては、執行部からの説明のとおり町議会も同意し、国に提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように決します。

これをもちまして付議事件1、区域再編に関する住民説明会の結果についての件を終わります。

これから付議事件2に係る国の方にお入りいただきますので、3時30分まで休憩いたします。

休 議 (午後 3時18分)

---

再 開 (午後 3時30分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

続きまして、付議事件2、その他の件を議題といたします。

冒頭申し上げましたとおり、環境省より仮置き場及び仮設処理施設の設置についての経過説明のため、森谷除染推進チーム長を初め、担当者の皆さんが出でております。

なお、環境省からの出席については、お手元に配付した名簿のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

それでは、森谷除染推進チーム長のご挨拶をお願いいたします。

森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 皆さん、こんにちは。環境省の森谷でございます。きょうは、全員協議会の場でお時間を頂戴し、まことにありがとうございます。改めて避難されている富岡町の住民の皆様方に対して深く改めておわび申し上げたいと思います。

きょうお諮りしたい点、まずは説明からでございますが、仮置き場及び仮設処理施設に関するところでございまして、これは昨年の8月22日と11月26日の2回全員協議会の場でそれぞれ説明をさせていただきました。処理施設の安全性の確保や津波被害による行方不明者の捜索などのご意見、ご要望を頂戴いたしました。お手元のほうにご意見、ご要望いただいたものに対する私どもの回答を配付させていただきました。特に行方不明者の捜索につきましては、工事着手前に必ず実施することをこの場でお約束いたします。

昨年9月1日、2日と富岡町の町民の方を対象とした住民説明会の場でも候補地などについてご説明申し上げました。そして、その後行政区長会などの場を通じて、候補地となっている毛蓋行政区、仏浜行政区、小浜行政区の3行政区長から地元の住民を対象として説明を行うよう強く要望を受けておりました。これを受けまして、去る2月3日にいわき市、郡山市の2つの会場において、行政区の行政区長さん、住民、地権者の方も含む住民の方々を対象とした説明会を開催させていただきました。2会場とも宮本議長にもご出席いただきましたし、いわきの会場におきましては、塙野芳美議員、渡辺三男議員、安藤正純議員にも、そして郡山会場には渡辺英博議員、高野泰議員にご出席いただきました。まことにありがとうございました。

両説明会の結果を簡単にご報告いたしますと、後ほどごらんいただきますが、資料を用いて説明を行い、焼却を行う施設の安全性、その施設も含め、処理施設の位置、破碎施設などもありますけれども、そういうものをどこに考えているのかと、どのようなスケジュールで処理を行うのかと、それから土地のそういう説明を行いまして、私ども土地については借り上げで対応させていただきたいということに対して、土地の買い上げ等のご意見も頂戴したところでございまして、それについて、今申し上げたことについて説明会で質問を受け、一つ一つ回答をいたしました。それによって一定のご理解を進めることができたのではないかなと思っておるところでございます。

郡山会場につきましては、これはその日の午後の会場でありましたけれども、当該施設の設置については理解を進めさせていただくことについて一定の進捗を得たと私ども思っておるのでけれども、借

地料の具体的な提示について複数の参加者からご要望をいただきました。このため、その後早急に3区長のもとを訪問いたしまして、十分に説明会では説明できなかつたけれども、借地料につきましてご説明を申し上げました。区長さんからは、当該施設の設置については行政区の住民おおむね理解を示しており、追加的にさらに説明会をする必要はないのではないかと。できるだけ早く地権者に対して借地料を提示して説明してほしいと。そういう旨ご要望をいただきました。

現在の段階はそういう状況でございますが、以上を踏まえて、仮置き場と仮設処理施設の設置に関する手続を進めさせていただきますよう今回この全員協議会のほうに諮らせていただきたいと考えている次第です。

富岡町では、区域の見直しに伴い、今後本格化する家の片づけや除染、インフラの復旧にとって廃棄物が大量に出てまいりますので、このような仮置き場、仮設処理施設の必要性を高い、大変必要であるということでありまして、一時立ち入りを行っていく町民の皆さんのためにも、これらを迅速かつ適切に処理していくために、今回改めて資料でご説明いたします仮置き場と仮設処理施設の設置について、全員協議会としてもお認めいただきまして、私ども手続を進めさせていただければ幸いであると考えている次第です。

以上、ちょっと経緯も含め、多少長くなつて恐縮ですが、挨拶とさせていただきます。どうぞきょうはよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

それでは、仮置き場及び仮設処理施設の設置についての説明を求めます。

近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 本日は、説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。環境省福島環境再生事務所で廃棄物の処理を担当しております近藤と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

富岡町における仮置き場、仮設処理施設の設置につきましては、これまで全員協議会の場で議員の皆様方には何度もご説明をさせていただいておりまして、また森谷からもさきにございましたけれども、2月の3日に地元の皆様方を対象とした説明会を行わせていただきました。今回は、その2月の3日……

○議長（宮本皓一君） 近藤さん、座って説明してください。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 失礼いたします。

今回は、2月の3日の住民説明会において新たに説明を加えさせていただきました事項を中心として、改めて議員の皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の富岡町における仮置き場・仮設処理施設についてという資料をごらんください。まず、資料の5ページをお開きいただければと思います。こちらが仮設処理施設の概要についてご説明をさせていただいた部分でございます。

まず、仮設の処理施設で処理をする廃棄物の種類につきましては、富岡町内で発生するさまざまな廃棄物を処理することを予定しております。また、施設の概要でございますけれども、大きく申し上げて、仮設の焼却施設と仮設の破碎選別施設の2種類を設置することを考えております。その他これらの施設に付随する施設といたしまして、廃棄物の受け入れヤードでありますとか管理用の施設が必要になってくると考えております。

まず、仮設の焼却施設でございますけれども、こちらは可燃性の廃棄物、燃える廃棄物を焼却するための施設となっております。仮設の焼却施設につきましては、その近傍に焼却後に発生する残渣、これを安全に保管するための施設を近接して設置するということを予定しております。

仮設の焼却施設の規模でございますけれども、こちらは計400トン／日で、日量400トン程度の廃棄物を処理できる施設を設置したいというふうに考えております。

続きまして、仮設の破碎選別施設でございますけれども、こちらは廃棄物を仮設焼却炉に投入できる大きさに前もって破碎をし、可燃物と不燃物を選別するための施設となっております。

次に、資料の8ページをごらんください。仮置場・仮設処理施設の候補地でございます。9月初旬の富岡町民説明会におきまして、こちらに挙げております2ヵ所を仮置き場、仮設処理施設の候補地としたいというふうなことをご説明させていただきました。1つ目は、①の部分でございますけれども、深谷地区の国有林、2つ目は②の部分、富岡浄化センター付近の津波被災地、これらの場所を施設の候補地としたいというふうなことを説明させていただいた次第でございます。

その後2月3日の説明会におきまして、地元、富岡浄化センター付近のこの津波被災地の地元の地権者の方々、それから住民の皆様方については、一定のご理解を得たというふうに我々は考えておりますけれども、この①と②の候補地だけでは面積が足りないというふうな状況も一方であるわけでございます。今後これらの2ヵ所以外にも候補地を選定させていただきたいというふうに考えております。

次に9ページ、次のページをごらんください。仮置場・仮設処理施設の詳細な配置（案）としてお示ししているものでございます。議会の皆様方からもさきに私どもが本件について説明させていただいたときに、焼却施設の場所については再検討をしてほしいというふうなことがありますとかあるいはこちら津波被災地になっておりますので、津波の対策が重要なのではないかというふうなご指摘をいただいたところでございます。こういったご指摘を踏まえまして、仮設の焼却施設につきましてはこの①の毛蓋地区の海遊館付近の土地に今回設置させていただきたいというふうに考えております。この土地につきましては、津波被災地の中でも一番標高が高い場所になっておりますので、津波対策をほかの場所に比べれば実施しやすいというふうなことあるいは仮設の焼却施設、これは処理後の残渣の保管施設を含みますけれども、その設置に必要な面積がこの土地で十分に確保できるというふうな理由からこの部分の土地を候補地として選定させていただいた経緯がございます。

また、②の部分でございますけれども、富岡浄化センター付近の土地については、現在災害廃棄物

の大規模な集積場所になっております。この場所の近傍に仮設の破碎選別施設を設置することによって、この大規模な災害廃棄物の迅速、効率的な処理が可能になることから、こちらの土地に仮設の破碎選別施設を設置したいというふうに今回考えているわけでございます。

次に、10ページをごらんください。今後のスケジュールについてご説明をした部分でございます。今後現時点で想定しているスケジュールでございますけれども、まず今回提示させていただいております候補地について、住民の皆様方のご理解を頂戴しながら、片づけごみ、これはご家庭の片づけにより発生するごみでございますけれども、この回収、仮置きを早期に開始できるようにする必要があると考えております。

それと並行しまして、先ほど森谷からも説明させていただきました行方不明者の捜索、これは大変重要な事項でございますので、この捜索でありますとか測量、地質、周辺環境等の調査あるいは土地の賃貸借契約の締結など仮置き場の造成工事、仮設処理施設の設置工事に必要な手続、さまざまな手續がございます。これらの手續を進めていきたいというふうに考えているところでございます。これらの手續の完了後、仮置き場及び仮設の処理施設の設置のための工事を進めたいというふうに考えております。仮置き場につきましては、平成25年度内に一部の造成を完了させたいと。仮設の処理施設については、平成26年末から27年初めには設置を完了いたしまして、本格処理を開始したいというふうに考えているわけでございます。こうしたことを行っていまして、平成27年度内に廃棄物の処理が完了できるように今後目指していきたいというふうに考えているわけでございます。

しかしながら、これは大変申しわけないことなのですけれども、今後の施設の設置であるとか除染の進捗状況あるいは廃棄物の発生量、状況というものが現時点で全て把握しているわけでは我々ございませんので、このスケジュールが変更せざるを得ないという場合もあるかと思います。これは繰り返しになりますが、大変申しわけないことでございますけれども、その際には改めて議会の皆様方にもご相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、全員協議会の場でこれまでに議員の皆様からご指摘いただいたさまざまな事項がございます。それについて、我々がその場で十分に答え切れていないものがあろうかと思います。今回これらの事項について改めて資料としてまとめさせていただきましたので、そちらをご説明したいと思います。

まず1つ目でございますけれども、津波被災地（小浜・仏浜・毛萱各行政地区内）の土地を仮置き場、仮設処理施設の設置場所として選定させていただいた理由についてでございます。この津波被災地は、平たんな土地でございまして、仮置き場、仮設処理施設の設置工事の工期が短くて済むということあるいは広範な土地でございますので、広い面積をまとめて確保することが可能です。今後富岡町の中でも大量の廃棄物であるとか土壌であるとかが発生することが予想されており、これらの廃棄物、土壌の多くをこの広範な面積を活用することによって保管あるいは処理することが可能であるというふうに考えております。

また、津波被災地でございますので、津波によって発生した災害廃棄物の集積されている場所に近いことがございます。このため、災害廃棄物をこの場所に仮設処理施設を設置することによって運搬距離などが短くて済み、効率的に処理をすることができるというふうに考えております。

最後の要因でございますけれども、さきの住民説明会におきまして地元行政区の住民の皆様からは、総意としてご協力いただける状況にあるというふうに我々認識をしております。こうした条件を満たしておりますことから、この場所に仮置き場、仮設処理施設を是非設置したいというふうに考えているところでございます。

なお、現在仮置き場の面積が、先ほどのご説明の繰り返しになりますが、これでも不足しているというふうな状況がございますので、こうしたことも踏まえ、今後地元のご意見等もよくお聞きをして、ほかの候補地を選定してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目でございますが、仮置場・仮設処理施設の設置場所における行方不明者の捜索についてでございます。この土地、仮置き場、仮設処理施設の設置場所につきましては、行方不明者の捜索が重要になってくるというふうに認識をしております。これについては、さきに森谷からも説明させていただいたとおり、これらの施設の設置工事を開始する前にご家族のご意向等も最大限尊重しながら、警察、消防等の関係機関と連携して実施することを考えております。実施いたします。

次に、3点目でございますが、仮置場へ搬入する廃棄物につきましては、富岡町内の廃棄物等を搬入をすると。具体的には、除染作業により発生する廃棄物であるとか土壌、津波、地震により発生した災害廃棄物、こちら貴重な家財等を除くわけでございますけれども、こういったものあるいは被害の大きい家屋の解体によって生じる解体殻、住民の皆様の片づけに伴い発生する廃棄せざるを得なくなった家財の類い、最後にインフラ復旧工事で発生する廃棄物であるとか土壌、こういったものが発生することが予想されますので、こういったものを搬入するということを考えております。

次に、4点目でございますが、仮設の焼却施設において事故が起きた場合における排ガスが未処理で外部へ漏出すること、こういったことの防止のための措置についてでございます。今回設置する仮設の焼却施設には、排ガス処理装置を設置することはもちろんのこと、当該排ガス処理装置に異常が発生をしていないというふうなことを確認するためのばいじん濃度の連続測定装置というものを設置することを考えております。また、これに連動してでございますけれども、異常の検知に対応した緊急停止装置というものも設置いたします。こうした装置によって排ガス処理装置に異常が生じた場合においても、排ガスが未処理で外部へ漏出しないよう万全の対策を行ってまいります。さらに、地震でありますとか火災等の非常時においても、緊急停止装置を用いまして施設を緊急停止するということを考えております。これによって、非常時にも排ガスが未処理で外部へ漏出するというふうなことを防止していくかというふうに考えているわけでございます。

最後に、仮置場・仮設処理施設の津波対策についてでございます。今回津波被災地を仮置き場、仮設の処理施設の設置場所として利用させていただくことは、さきにご説明させていただいた理由から、

私どもやむを得ないものというふうに考えております。

しかしながら、ご指摘いただいたとおり、この土地というものは津波の被災地でございますので、この土地でできる限りの津波対策を行っていくということは必要であるというふうに考えております。このため、まず今回設置を検討している施設のうち、最も安全性に配慮する必要がある仮設の焼却施設につきましては、津波被災地の中で最も標高が高い毛萱地区の海遊館付近に設置をしたいということを考えております。また、堤防事業等を管轄する福島県とこの仮置き場、仮設処理施設を防護するための仮堤防の設置を含めた津波対策について協議をいたします。さらに、土地のかさ上げやフェンスの設置など津波に対する土木的工夫については、施設の迅速な設置に支障がない範囲で可能な限り対応していきたいということを考えております。

なお、防波堤そのものの復旧につきましては、今後相当な長期間を要するものと考えられます。こうした対策につきましては、仮置き場、仮設処理施設を迅速に設置しなければいけないということからも現実的ではないというふうに考えております。

私の説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 2点質問させてください。

私は2月3日いわきの説明会に出席しました。それで、先ほど森谷さんからおおむね住民からは理解を得られたというような発言があったのですが、私が出席して見た限りでは、理解が得られたなどともうとんでもない話。地権者が何名いて、それで何名の方が借地で同意しました。ほとんどの方が買い上げてくれと、そういう話だったはずです。それが何でこの場になって同意が得られたなどとそんなうそっぱちな言葉使っているのか、それが理解できない。

あともう一点は、除染とか津波とか、そういった災害廃棄物を持ち込むということなのだけれども、富岡においてはかなり長い間帰れない地域がある。そういうところで、家屋もかなり汚染されている。そういう地震ではなくて、放射能によって汚染されたものを国が責任を持って解体してくれるかどうか、それを処分してくれるかどうか。

この2点、ちょっと森谷さんから答えてください。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 第1点目について回答いたします。

私の先ほど両説明会の結果簡単にご報告したところについては、住民の方々が理解をしていただく上で一定の進捗があったと、そのように申し上げさせていただきました。もちろん今後地権者の方々と借地として土地を使わせていただくための個別の協議といいますかをしていかないといけないわけですが、私どももし誤解を生じるような言い回しがあったとすると申しわけないわけですけれども、

この3つの行政区において地権者の方と少なくとも今後この行政区の中において仮置き場、仮設焼却施設を設置することを進めると、それから地権者の方とは借り上げということでお話をさせてもらうと、そういうことを一步前に進ませていただくということの状況に今なってきたのかなと思っているわけです。

ですから、地権者全ての方が全てにわたっての同意を2月たしかあのときは3日ですか、3日の会場でされたということでは、それは言い過ぎだろうと思いますし、それからもちろん地権者の全ての方が会場におられたわけではないわけですので、私どもは今行政区長さんと話をして、区全体の状況を区長さんからもお聞きしておりますので、個別に今後区長さんとお話しさせていただきながら地権者の方々とお話をさせていただかないといけないと思っております。ちょっとと言葉足らずの私どもの説明であったということについては申しわけないと思います。

それから、2点目については、多少私のほうが誤解があったとすればもう一度ご指摘を頂戴いたしたいと思いますけれども、損壊が激しいような汚染されている家屋などが多数見られるということだと思っておりまして、それについては今後通常我々が考えているような除染によっては対応しにくいものについてどうしたらいいのかと。前回ないしは前々回の協議会の場でもお話をさせてもらったと思いますけれども、1つの手段としては、そういった家屋をそのままにしておいては、その家屋を含む地域の空間線量を下げることができないということであれば、解体という手段も講じざるを得ないかなど我々考えておりまして、具体的にそのときに費用をどうするかと、誰がどのような分担ですかということについては、まだ具体的に、前回もそうだったのですが、申し上げられない状況になっておりますけれども、認識としてはそういった解体せざるを得ないと、空間線量を下げるためには解体せざるを得ないという家屋について、またどのようにするかということは前向きに考えていきたいと思っております。そういう状況なものですから、十分なお答えにはなっていないかと思いますが、ひとつご理解を頂戴いただければ幸いです。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 説明会で理解得られたとか区長さんから理解得られたとか、これはあくまでもその必要性、減容化とか仮置き場の必要性は理解したと思う、やはりそれはそういうことはやらなければならぬから。

だけれども、借り上げで理解したとか同意したとかというものは全然ないから。勝手に理解しないで。区長だって地権者の所有権を代表していないから。Aさんの土地を貸してくれなどということに区長は同意できるはずないでしょう。あなた方勝手に理解しないでください。これ、本当に買い上げを希望しているところが国がいつまでも借り上げ、借り上げと言っていたらば前に進まない。本気で買い上げを考えていかないといつまでたっても除染できない。最終処分場も決まらないのだから。だから、中間貯蔵から動かせないのだから。仮置き場だって前がつかえていたら動かせないのであるから。本気で買い上げることを考えていかなかつたらば。

森谷さんの言い方は、借り上げることを同意したと、理解したと。これ違うから。このところは絶対勘違いしないでください。あくまでも住民は、買い上げだから。その必要性を理解したのと混同してはだめだ。

あともう一点の家屋の解体。これ費用が云々とさっき言ったけれども、費用は東京電力に決まっているでしょう。汚染された建物の解体だ。地震で線量食った建物の解体、これだけではない。線量食って戻れない、家に入れない、だから解体してくれだから、高線量の。壊れていなくても住めない、そういう家の解体を国は責任持ってやってくださいと。それなのに費用はどうするかなんて。費用は東京電力、そういう考えがあるかどうか、森谷さんもう一回返事して。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 私の発言を改めて私繰り返しせざるを得ないところもありますが、説明会において買い上げをしてくれというご要望がありました。それは、先ほどもご紹介させてもらいました。

それで、私どもとしては、借り上げということでお願いしたいということで申し上げて、そこは今後個別に地権者の方と引き続きお話をさせていただかないといけないと思っておりますので、全ての人たちが、今の段階で申し上げますと、借り上げで同意したというような認識では私どもおりませんし、それについては私どもある種粘り強くまたお話させていただかないといけないといふうに思っておりますので、借り上げを住民の方が全て同意したというような状況にはまだ説明会においてはなっておりませんでした。どちらかといいますと、一体では年間幾らの借料で借り上げたいのかということを早く示してくれということでありましたので、まずは区長さんとお話しせてもらいましたし、今後は各地権者の方に年間幾らで借り上げさせていただけないかということをお話させてもらいたいと思っています。

ですから、その意味では議員おっしゃるように、仮置き場、それから仮設焼却施設の必要性については皆理解をしたというのは私は言い過ぎではないと、議員のおっしゃるとおりと思いますけれども、個々の個別のここにおいて仮置き場や仮設焼却施設を設置するという上でのさまざまな調整というものはまだ、意見調整というか、それは残っているという理解をしております。

それから、費用負担をめぐってのお話ですが、私は原因者が今回の原子力災害については東京電力であるということは、そういう認識であります。先ほど申し上げましたのは、ちょっと言葉足らずだったですけれども、現在の除染の事業というものは一旦国が予算化をし、それにかかった費用を東京電力に求償するという形なのですけれども、先ほど申し上げたある事情で家屋を解体しないといけないと。その1つとして、除染のために、空間線量を下げるといったときに、これまでのようになに一旦国が予算化をして東電に求償するのか、それとも東京電力に直接そこを費用負担を賠償という形でさせるのか。そういうことを今後詰めていかないといけないと思っておりまして、費用負担について先ほど簡単にしか触れなかったわけで、誤解を生じたことについてはまことに申しわけありませんが、

そういう趣旨で私ども費用負担ということで、私が言及したのはそういう理由でございます。

以上、引き続きご質問いただけることがあるかと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 住民が例えば借地料を示したと。その借地料が低くて話にならないということを耳にしているから、今こういう質問しているのだけれども、結局ほとんどの住民が買ってもらいたいと。それで、一応借地料だったら幾らになるか聞いてみたいと。でも、聞いたらば話にならない金額だと。だから、地域住民が買い上げの方向でお願いしたいということを言っている以上は、私は議会でご同意をという話さつきありましたけれども、住民が納得していない以上は、個人は同意はしませんので、もし議決になつたら、これは徹底して反対します。買い上げでない限りこんなものは認めるべきではないと。それで、賃料も物すごく納得いく賃料で、借り上げ、借り上げの賃料が。それで住民が100%納得したのだったらば、私は反対する理由ないけれども、あなた方が提示した金額は物すごく低いと、そういうふうに聞いているので、徹底して反対します。

あとその家屋について。家屋については、原因者の東京電力の原因で住めなくなつた建物だから、地震で壊れた建物ではないから、国が責任持って処理しますと何で一言言えないの。何で所有者に処分させるような発言するのか、それが理解できない。

これ3点目。3回目ですから、これで。

○議長（宮本皓一君） はい。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 今安藤議員からありました仮置き場や仮設焼却施設の用地については、買い上げということでなければこの場で同意できないというご指摘というか、そういうご意見をいただいたということは、今私ども理解いたしました。

それから、その点で申し上げますと、私どもは今のご説明した状況を踏まえて、もうちょっと前に進む、すなわち具体的に地権者の方たちとお話をさせてもらうというところを私どもは望んでおりまして、それがなければ仮置き場、処理施設の設置に向けて何ら前に進めなくなると。しかば、除染やその他廃棄物の処理に支障を生ずるという深い思いがありますので、是非、もちろん借地料については一定の皆様方からいろいろご意見を地権者の方からいただくとは思いますけれども、私ども是非前に進めることについて全員協議会のほうでご了承いただけないかということありますので、その点ちょっと繰り返しになって恐縮ですが、申し上げさせていただきます。

それから、借料についての考え方、近藤のほうから今申し上げます。

そして、費用負担のところについて言われたことでございます。何ゆえ所有者にまずは除染であるとか解体であるかの作業をさせるかという点については、事柄の道義的というか、原因の経過からするとごもっともなご指摘だと思います。私ども先ほどご紹介したのは、私自身が検討しているというのではなくて、環境省がしかるべき関係者と話している内容をご紹介させていただきました。決着がどうなるか今のところまだはっきりしておりませんけれども、その中の形として、国が一旦費用を負

担して、その後東電に求償というスキーム、それと東電に直接所有者の方たちが求償するといいますか、賠償、費用負担の支弁を受けるという両方が可能性として手段としてあるものですから、それで申し上げさせていただきました。安藤議員のおっしゃる被害者である所有者が何ゆえにというところについては、私どもも一定の理解をさせてもらっているところでございます。

○議長（宮本皓一君）　近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君）　借料の考え方についてちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

国で借地をする場合の考え方につきましては、これは昭和37年に閣議決定された文書がございまして、これは公共用地の取得に伴う損失補償基準というものがございます。この中で、国が借地をする場合のその借料は、正常な地代、地代というものは借地料のことですけれども、これをもって補償をするというふうなことが書かれておりまして、その正常な借地料というものは、では何をもって正常なのかというふうなことについては、これは近隣のその類似の地目の土地、この借地の事例を参考に決めるというふうなことが定められているのです。

今回富岡町の場合には、そもそもあのあたりは避難指示が出されておりますので、その借地の事例というものが直近の例がこれはございません。そういう意味で、そういう参考になるような借地料の事例というものがこれはないという状況です。また、あの今回の候補地、津波被災地ですけれども、津波の被害を受けた地域であるというふうなことの事情もございますので、こういった事情から正常なこの借地料というものを算定するということは、非常に難しいという状況になっています。また、それを算定できたとしても、原発事故の影響あるいは津波の影響から、震災前に比べてこれは非常に低い借地料にならざるを得ないだろうというふうな状況がございます。

しかし、皆様避難されているというふうなこういう事情もございますので、これは今回は事故前の近傍類値のその借地事例を参考にして借地料を算定させていただき、お示しをしているというふうな事情がこれありますので、そのあたりはご理解をいただければと思います。

○議長（宮本皓一君）　いいよ。

[「いいの。では、議長」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君）　はい、どうぞ。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君）　昭和37年の閣議決定のときと今と同じ、結局避難している人は早く、もうあそこには家建てられない地区だから、早くお金になってよそで生活したいと。結局ちんたらちんたらわずかな金もらってよそで住めるかというの。国の文科省指針の追放、あの賠償の基準だって低いのだから。自分の財産を処分してよそで住もうという人に昭和37年の閣議決定のあれで直近の借地料だと。幾らになるの。よそで生活が成り立つかどうか。その辺に考えなよ。まとまったお金でよそに土地を買って家を建てたいと。そういうところから来ているのだ。それで地権者の理解得られる

か。今は緊急時でみんなお金に困っているのだ。その辺をまじめに考えてくれ。

もう終わり。私は終わり。これでいいです。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） まとめて何点か聞きます。

今の安藤議員との話のやりとりの中でもあれなのは、まず1つ、家屋の解体。これ、東電に請求、原因者責任。これだめ。東電が言っているのは、ご存じだと思うけれども、6分の6の全損の範囲で費用は支払いますということですから、例えば富岡の帰還困難区域以外のところの今後6分の1がどうなるかわからないけれども、要はそれを含めた6分の6の範囲でしかあれだと言うのですけれども、これは別に地震で壊れた云々ではなくて、放射能で汚染されたものを解体した、私前から何回も言っていると思うのですけれども。

ですから、これは国のはうで責任を持って解体すべきだと、希望する人のものは。今どれだけ数字を把握しているかわかりませんけれども、約2年たってウェザリング効果で瓦も何も相當に流されている。それでも下がらないものをあなたたち高圧洗浄やったって落ちません。先行してやっている地区的数値見ればすぐわかります、今あえて言いませんけれども。それからふき取り。そんなばかげた話、こんなもの聞いていられないけれども。そういうことですから、もうそういう細かいこと言わないで、放射能で汚染されて、家主が希望するものは解体除染という方法をもっと踏み込んで考えるべきだと思います。

それが1点と、それから細かいことになりますけれども、この今いただいた資料の中で、家庭ごみの収集方法も何にも触れていない。もう既に今後区域が再編されたらば、ごみを出したいという人いっぱいいるのです。ですから、そういうことも示してあげないと非常に不親切。同じこと言えるのが車も含めて。東電も当初は車の後の処理費用は出すなどと言ったのが、検討中ですなんて逃げていますし、もう東電も国もどっちでもいいのです。国が返事してください、まとめて。

それから、今の借り上げ単価の話。それは、今近藤さんでしたか、あなたが勝手に自分の役人としての立場を言っただけ。私昔農水省に貸したのです、実際に。そんな数式使っていません。それで貸せないと言つたらば、こちらの言い値で借りました。その状況を判断してそれはやるべきです。

これは、後でちょっと町のはうに逆に答えてほしいのですけれども、総務課のはうに。町のはうで以前に民地を借りて何かをやる場合に、私の記憶が間違っていなければ、評価額の3%、年間。それで、なおかつミニマム300円、マックス600円というような借り方をしていましたはずなのです。もし数字がちょっと間違っていたらそれは訂正してください。ですから、逆に宅地なんかを貸した、本来評価額の高いところを貸した人は600円では割に合わないよといったケースもあったと私は記憶しています。ですから、それちょっと国のはうで答える前に町のはうから示してほしいのですけれども。

さらには、これで大体最後にしますけれども、農地、恐らく富岡の部分の農地は、みんな剥離だと思います、表土剥離、5,000ベクレル以上というあれで。と思うのです。それもまとめて答えてほ

いのですけれども。そうした場合に、すごい量の汚染土というのですか、廃棄物というのですか、それが出るので、それも含めて、もっと具体的に真剣に考えないと進まないと思うのですけれども、今の細かく言えば5つお答えください。

答える前に、ですからちょっと町のほうで示して、数値。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今議員のほうからありましたとおり、現在富岡町では1平米当たり300円、それと評価額の高いところについては600円ということでお借りしているのが事実でございます。

〔何事か言う人あり〕

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 1平米当たり300円、それと600円。評価額の高いところは600円ということでお借りしています。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 今町から出たものには間違いないのでしょうか。

それでは、都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今富岡町で借地料として支払っている部分については、田んぼが平米当たり100円、宅地が300円、部分によって区画整理事業で入っている部分については平米当たり600円というふうな単価で借地しております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） それを踏まえまして、環境省。

森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） まず私がお答えし、2、3については近藤のほうからご説明申し上げたいと思います。

私の記憶ですと、昨年の8月に塙野議員からのご意見を頂戴していたことでもありました。そのときに私申し上げましたのは、現在国のほうで制度を扱っている環境省の本省のほうにおいては、通常の先ほど引用された洗浄とかふき取り、そういう形ではなかなか家屋のみならず、その周辺の空間の線量を下げられない場合には、家屋の解体という手段も検討しないといけないということを考えているということは、そのときに申し上げました。

その具体化については、申しわけないですけれども、私のまだ方針が決定されていないと、環境省側。それは、いろいろ関係者と協議され、本省ではしていると思うのですけれども。という状況なものであります。

ですから、塙野議員のほうから国でこれまでのような通常な除染以外でもう……今後の復旧、復興をどうするかという観点が必要だらうと私は思いますけれども、国で解体すべきという意見につきましては、お答えできる範囲は今のところ限られております。

しかし、塙野議員からそのようなご意見頂戴したということについては、検討を行っている本省のほうにきんちと伝えてまいりたい。伝えます。

それから、家庭ごみ、車の片づけ、それから単価、それは近藤のほうから申し上げますが、農地のことです。深さ30センチ平均でキログラム当たり5,000ベクレルという数値を目安として表土剥ぎは必要。表土剥ぎをしなくても、それ以下であれば、5,000ベクレル／キログラム以下であれば反転耕をというのが国の方針であるわけですけれども、いずれにしろ富岡町においては汚染度が高いことが十分予想されますので、この表土を剥ぐというところが至るところで必要になってくるであろうと思っております。詳細な調査はこれからしていくわけでありますけれども、その意味では現在は小浜、それから仏浜、毛蓋の地区における仮置き場、そして深谷の仮置き場ということしか申し上げられない状況でありますけれども、我々としてはそういった汚染土を仮置きするないしは今後中間貯蔵施設が整備されていったときに、その整備と連携して、どのように仮置き場をさらに見つけていくのかということについては、引き続き前に進めていかないといけないと思っておりまして、その意味で資料のほうにも今回お話をさせていただいている地区以外にもまた他の行政区の方ともこれはそういった仮置き場の確保ということについては真剣に相談させていただきたいなと考えている次第です。

それでは、近藤のほうから追加いたします。

○議長（宮本皓一君）　近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君）　家庭ごみの回収方法を今回の資料でお示ししていないというふうなことについては、こちらの検討がおくれておりますし、申しわけないと、まず謝罪をさせていただきます。

家庭ごみの回収につきましては、おおむね従来の方法どおり、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの種類に分けて、あと粗大ごみが出ると思うのですけれども、こういったものも例えば各ご家庭に環境省の委託業者がお伺いして回収をする方法とかいろいろ考えられると思いますので、こういった方法を早急に詰めてまた住民の皆様にお示しをしたいというふうに考えております。

ご家庭の車につきましても、環境省が回収をするということを考えておりますが、これ中には汚染度が高いものもあるかと思いますので、こういったものに留意しつつ、処理業者に直接引き取っていただくというふうなことを考えておりまして、南相馬市なんかでは既にそういう調整を進めているところでございますので、こういった例を参考にして富岡町でも今後やっていきたいというふうに考えております。

それから、借地料でございますけれども、先ほど町のほうから答弁があったところでは、田んぼ100円、平米当たり100円ということでございますので、こういうふうな町のほうの借地の例から見ても、今回我々どもがお示ししている借地料とういものは、ここで個別に申し上げるのは差し控えさせていただきますけれども、遜色ないレベルを示しているというふうに考えております。

宅地については、まだ私ども評価ができておりませんので、今後個別評価ということになろうかと思いますけれども、今そのような状況でございます。

○議長（宮本皓一君） 皆さんにここでお諮りをいたします。

間もなく4時30分になりますが、時間を延長してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、そのようにさせていただきます。

それでは、続けます。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 解体除染の方法は、もうこれでいくと何か話が進まないようなので、早いところ示してほしいと思うのです。

それから、家庭ごみのほうは、分類というか、分別がそこまで可能かどうかちょっと私は疑問に思っているのですけれども、そんなこういうもう放射能で汚れているとか、そうした原因で汚れているものをそんなもの通常のときみたいな分別は私は無理だと思っているのですが、その辺はもっと考えたほうがいいと思います。

車は、逆に持っていったほど困るのですけれども、よく外観のサーベーだけではなくて、エアの系のエレメントとかエンジンオイルまで確認しないと危ないですから、持っていったところで。

借り上げの単価ですけれども、たまたまちょっと私のほうで調べたのとは、間違いだったら間違いでそれはそれでしようがないですけれども、何に使うかというその使途、例えば富岡町の場合に借りた後で何に使うかという使途でも変わっていたはずだし、考慮した部分があるのです。

それからもう一つは、原則3年間、3年で私終わると思っていませんけれども、3年間ああいうものを置いて借りるのに189円とか144円という単価が私は妥当だとは思っていません。恐らく返事したくないでしようけれども、私はそういう単価も聞いて話しているのですから。ですから、それはもうちょっと考えないと話は全くまとまらないと思います。あのときの話にあったように、多くの人は買い上げですから。それは、何か絶対譲れないみたいですけれども、これからよく努力したほうがいいでしょう。

それから、これ森谷さんにあれですけれども、深さ30センチで私はかり方に疑問を持っているのです。30センチの分ませこぜにされると薄まってしまうのです。まだ、土質にもよりますけれども、5センチから15センチぐらいの間にあります。それをどうやって土壤のサンプリングするのかわかりませんけれども、30センチがばつと掘ってぴゅっと持つてこれませこぜにしてはかられたらば薄められてしまうのです。ですから、そうではなくて、私は表面のあれはかってやるべきだと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（宮本皓一君） 松永専門官。

○福島環境再生事務所専門官（松永暁道君） まず、最後の土壤についてのはかり方ですけれども、

これに関しては農水省が一応作付の作物の営農に使う際の作付深を10センチというふうに一般的に決めていますので、作物が影響を受ける土質の範囲ということで30センチが定められていますが、富岡町に関しては、議員がおっしゃるとおり線量が高いですし、楢葉町とかに比べては格段と町全域的に線量が高いこともありますので、今のところは剥ぎ取りをしっかりさせて、全域剥ぎ取りさせてもらうというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） そのほか。

いや、いや、まだ返答が。

近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 分別、ごみの分別の件、ご指摘ありがとうございます。きちんと考えたいと思いますので、その旨ここでお約束させていただきます。

それから、車については、中のフィルター、エアフィルター、ラジエーターであるとかそういう特定の部分が恐らく汚染度が高いということもあると思いますので、そういうものの適切な処理の方法はきちんとこれも考えたいと思います。

それから、借地料の件でございますけれども、これはさきの2月3日の住民説明会でもとにかく新たな生活設計のためのまとまった資金が必要であるというふうなことで、住民の方からいろいろ我々もご指摘をいただいているところであります。そういうご指摘大変多くいただきました。借地については、どうしても国の予算制度がやはり単年度主義になりますので、これは単年度ごとに借り上げをやるしかないと我々今考えているのですけれども、一方でそういうふうなご指摘もありますので、例えばアイヤですけれども、契約書とは別に確認書というものを結ばせていただいて、今回28年3月というふうな処理のスケジュールを示していますので、それまではきちんとこの土地をお借りいたしますというふうなことを環境省として確約をさせていただく。そういうことをもって金融機関等から融資を受けられやすくなるというふうな効果もあると思いますので、そういう対応、できる限りの対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 大体のことは、あとやってもうしようがないのだけれども、土地は3年で本当に3年で守れます、3年間。3年で返せます。私は、非常に疑問を持っているのですけれども。

それと同時に、それから環境省の人たちはどういうふうに受け取っているかわからないけれども、3区長は、もちろんさっきの安藤議員の話と同じように、地権者の権利を代弁するものでもないし、3区長とも決してそのあれで了解はしていないということを直接私は連絡もらっていますので、それも含めて今後検討してください。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 安藤議員とも関連しますけれども、私も郡山で出席しておりましたので、ちょっとお話をさせていただきます。

まず第1に、区長あるいは代表者が出席したわけでございますが、第1番の希望は買い上げてほしいということなのです。それで、この件につきまして、実は長く時間をとりまして、それで平行線で終わったわけですが、その中で町長が国でできない場合は町独自でも買い上げましょうやと、そういうことを表明したわけなのです。その場合に、1つは国の財政的な支援というか、それなりの資金があるのかどうかということが1点と、あと例えばごみの量、例えばこれ1日400トンというお話をございますが、先ほど例えば賠償に関連しますけれども、東電の発表の表にのっとって賠償を受けたとしますよね。そういう中で、例えばうちが劣化して住めないよとかあるいは除染もできないよといったうちがたくさんあると思うのです。そういう場合に、解体してくださいと。これは、先ほども出ましたけれども、その中で環境省さんはこれは東京電力さんに後で請求するか国で立てかえて、それで東京電力にするかというお話をございましたけれども、これは認識全然違うと思うのです。

なぜかといいますと、今回の事故、事故前に東京電力は安全基準というものを国に出して、それで認められておると思うのですが、それはオールクリアなのです。あなたたち政府が認めていたのです。こういった中でこのような結果を生んだと。ですから、あなたたちは当事者なのです。東京電力だけではないのです。ですから、これはあくまで政府の責任で解体費用を見て、それであとは東京電力が請求する何なりこれは自由にやってください。

ですから、住民に対しては、あくまでも政府の責任で解体希望の方には解体費用は持ちますよと、そういうことをお願いしたいと思います。

あともう一つは、例えばここで焼却済みますよね。富岡町は、1ミリシーベルト、年間、それが帰町の条件としておりますので、この跡地、少なくとも年間1ミリシーベルト以下にはしていただきたい。これは、あなたたち責任持ってやっていただきたいと思います。

以上までについて質問いたします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 説明会の後半、後半の郡山地区の説明会において、ほとんどの方は買い上げてほしいという要求がありました。一貫して環境省のほうでは借り上げで3年間ということありますが、そこで私の言ったことは、津波浸水区域、それによって今後の災害指定区域という位置づけの中で、その跡地についての、いわゆる津波の浸水区域の土地利用計画で、復興交付金とかあるいは国交省の災害のいわゆる指定区域になると、国が全てこれを全額買い上げて、それでこれに対するいろいろな防災あるいは津波への多重防災とか防災じんとか、そういう地域についてはそういう事業に該当するわけです。最終的にその形で、きょうは復興庁は見えていませんが、そちらのほうにいろいろと今後交渉することもあり得るということで、その辺の例を挙げて、これは今後どうしても借り上げで、買い上げていけないという場合はそういう手法もあると。それについては、私も努力するということで、そのような話をしたわけであって、全て町の財源でなくて、国の財源を使ってのいろいろなそういう取り組みがあるということでの話であって、それについては地権者、住民の方はかなり理解

を示されたということあります。

しかしながら、原則はやっぱり買い上げてもらいたい。これは、もう皆さんにおっしゃるとおりのあの当時の説明会がありました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 遠藤町長には、2回以上の説明会にご出席いただきまして、今遠藤町長のほうからお話をあったとおり、この3行政区において我々3カ年間借地をさせていただきたいということに対して、将来の買い上げの一つの可能性ということでお話がありました。この点については、私が福島復興再生総局の事務方のメンバーでもありますので、早速、説明会自身は日曜日だったわけですけれども、翌日のたしか月曜日の午後だったと思うのですけれども、福島復興総局の中でこういったことが、つまり仮置き場、仮設焼却施設の設置をめぐって、将来のその地域の土地利用をどうするかと、さまざまな復興に向かっての手段とか防災に向かっての手段の中でどうしたらいいかということが議論になりましたということについては、私から報告し、関係する復興庁、それから減災本部と意見交換をしておるところでございます。

それで、2つ目の東電が事故を起こすようになったのは、やはり国がきちんとした監督とかチェックをしていないがゆえに起きたことであるわけだから、国がまず損壊している、劣化しているまたは除染を通常のやり方ではできないというものについて、まずは国の費用で解体をという点だと理解させていただきましたけれども、それについては先ほど塙野議員のほうにお答えさせていただいたこと以上に、ちょっと私ども今の段階では申し上げにくいのですが、改めて渡辺議員からも今のようなご認識のもとに意見を頂戴したということは環境本省のほうに伝えたいと思っております。

それから、年間追加被曝線量1ミリシーベルトの達成について、責任を持って国はすべしというご指摘をいただきました。国は、長期にこの達成を目指すという姿勢でございます。責任を持って進めたいと思いますが、当面今後行う、富岡町で実施させていただく除染については、直ちに全域でこの年間追加被曝線量1ミリシーベルトを達成できるかどうかと。非常に難しさを感じております。これは、改めて、私ども長期には年間1ミリシーベルトを目指すわけですが、富岡町における除染をどこでどういう手順でというか、どこから進めていくと、そのときにどの程度の空間線量の提言を当面果たすことができる。当面というのは、ここ2年とか3年というこの帰還に向けて大事なこの2年、3年というこの期間の中ですけれども、その中でどれほどの低減を目指すかということを改めてご説明申し上げさせていただきたいなと思っておる次第です。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） また、買い上げの件でございますが、例えば復興庁なり何なりとお話ししましたということですが、具体的にそういう資金なり、助成なりに該当する可能性というものは十分

あるのかどうか、その辺政府の役人としてお答え願いたいと思います。

あともう一点は、例えば富岡全体は一朝一夕には1ミリシーベルトというものはなかなか区域によつていろいろあると思うのです。それでも少なくともこの仮設処理施設に例えれば集積したり何なり、この用地、そこを返還するときはやはりこれ常識的に1ミリシーベルト以下にしなくてはいけないですね、自分の瓦れき処分に借りた部分。

あともう一点は、何かちょっと誤解しているようなのですが、東京電力で事故を起こして、それで管理監督の責任があるよと。何かそういう答弁ですが、管理、監督の責任ではないのです。あなたたち当事者の一人なのです。といいますのは、例えば東京電力なり6社、全国の6社全て同じ安全基準で、それで国策として、あなたたちが太鼓判押して推進してきたわけです。そういう中で双葉郡だけこのような目に遭つたと。あなたたち当事者なのです。その辺どういう認識なのか、お答え願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 1点目の当該地における将来の公有地化と、町有地、国有地、両方あり得るかと思いますけれども、その公有地化については、私が総局の人と議論した結果では、やはりこの地区を将来どのようにするかという計画というか、ビジョンを町と県と国としっかり議論して、それで絵を描いてさまざまな具体的な手段を講ずると。既存の手段とか、新たな手段も考えないといけないと思いますけれども、そういうような進め方をしていくのがより可能性を高めるものであるというふうに私は理解しました。

それから、2点目のところは、ちょっと私どもの議員のご意見を正しく理解していなかつたということでございまして、まことに申しわけありません。手短に申し上げさせていただきますと、原子力政策を進めてきた社会的責任が国にありますので、そういう意味では今回の事故を起こしたこと、そして多くの方々に避難をしていただいている、こういう事態を生じさせたことについては、国として責任があるという考え方でございます。

[「じゃ、最後ですので」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 責任があるということを十分認識したのであれば、例えば所有者の希望によって解体するとか、そういう費用は当然国で持たなくてはいけないと、後でどう処理するにしても。それは、あなたたち内部の話ですから、このとおりに両当事者、東電と政府の。ですから、そういう結論に至つてしまふべきでないかと私は思うのです。

あともう一つは、賃料がどうのこうのというお話をございましたけれども、先般の会議では、こういった施設が復興に必要だということは理解しておりますけれども、先ほど言ったように、まず第1が買い上げと、第2番目は具体的に幾ら幾らという話は全然出ませんでしたので、合意には至っていないと思うのです。そういう中で、例えばでは全体としてこういうものを早くつくって、それで除染

なり何なりそういうものを進めなくてはいけないと、そういうマクロ的なことと、あとここに運んでこられるものは普通のごみではないですよね。放射線を含んだ、どこにも……例えば東京とか大阪には持つていけないようなごみですよね。ですから、そういうことを踏まえて賃料も算定して、それで地権者に当たるべきだと思いますが、その2点だけお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） まず、国が予算を持って家屋の解体や、それは必要性は、損壊していたり、除染する必要があるということと理解した上でのことですが、解体を国がということについては、議員のご指摘、私は理解をさせてもらっているところでございますがこれは環境省といいますか、国としての方針を定めないといけないというぐらい大きなことでありますので、ちょっとこの場でそのように、現在の状況は検討中ということを申さざるを得ません。

しかし、先ほど塙野議員、そして今改めて渡辺議員から強く指摘、ご意見頂戴いたしましたので、それは私どもとしてしっかり本省に伝えてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともこの件の議論については進展があったときにはご報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 今議員からご指摘いただいた点なのですけれども、済みません、ちょっと先ほどの答弁の繰り返しになってしまふかも知れませんが、通常のその国の借料の設定の考え方では、先ほど私からちょっとご説明をしたとおり、かなり下落した価格にならざるを得ないというふうな、まずそういう状況だったわけでございますが、いろいろな今回は今議員おっしゃったような事情も考慮してと、表立って言うわけにはいかないかもしれませんけれども、そういういろいろな事情がありますので、そういう事情も踏まえて、やはり事故前のものを基準にしなければならないというふうなことで、そういう考え方のもと借地料を事故前のものを踏まえて算定をし、お示しをさせていただいているというふうな事情がございます。そういう事情がありますので、是非これについてはご理解いただければと思います。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） たびたび借地料の件で申しわけないですけれども、今の近藤さんのお話ですと、国で決められたその借地料というものはまず曲げる必要はないということですか。上げる検討する材料もないということなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 既に今お示しをしている借地料については、かなりさまざまな事情に配慮したものというふうに私ども考えておりますので、適正な、そういう意味で適正な額を提示させていただいているというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 考えておりますではなくて、これ以上上げるような検討することは一切考えていないのかということを聞いているのですけれども、それについて。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 考えておりません。

これ、今お示しをしている借地料につきましては、私ども避難指示区域内の統一価格としてお示しをさせていただいているものでございまして、これについては楢葉町でありますとかあるいは震災前の調査で富岡町よりも基準値の平均価格が高かった南相馬市においても、今私どもご提示させていただいている借地料で設定をさせていただいておりますので、そういう意味でも上げることというのを考えおりません。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 大変申しわけないですけれども、例えば楢葉町とか南相馬市と統一することですけれども、やはり線量というものが全然違うのです。富岡町も結局高い地域のものを持ってくるわけですよね。そういう線量が全然楢葉とかと違うわけではないですか。そういうことは一切考えていないということなのですよね。あくまでも統一するということは、線量が高かろうが低かろうが関係ないと。結局中間貯蔵施設だってまだいつできるかわからないのに、高い線量のものずっと置くわけですよね。そういうことは一切考えていないということだと理解しています。

それから、例えば今後個別に地権者と話し合いをされると思うのですけれども、同意できない方が出た場合は、この地域に強制的にこの事業を執行していくつもりなのか、その辺ちょっと聞きたいと思うのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 借地の契約が締結できないのに強制するというふうなことは、それはできることだと思っておりますので、考えておりません、そういったことは。

○議長（宮本皓一君） 線量のこと漏れている。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 济みません。これもまた繰り返しになってしまふのですけれども、借地料の設定、私どもが借地をさせていただくときの借地料の設定については、むしろ線量を考慮すれば、先ほどのまた繰り返しになりますが、通常よりも減額せざるを得ないような今状況でございますので……

〔何事か言う人あり〕

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） いや、通常の借地料というふうなことで、通常の借地料で補償をするというふうなことに我々縛られざるを得ないので。そういう意味からも、線量を考慮すればそのような状況になってしまふというふうな事情もありますので、そういうことも考えて、むしろここは避難指示区域は統一価格のほうがよいのではないかというふうなことで今回設定をさせていただいたという次第でございます。

○議長（宮本皓一君）　松永専門官。

○福島環境再生事務所専門官（松永暁道君）　線量に関しましては、これは安全対策にもかかわってくると思います。高い線量のものを仮置くとはいえ、低いところも高いところも同じようなしっかりと追加被曝線量が1ミリを超えないように、線量が高いものに関してはそれだけのしっかりとした遮へいもさせていただいて管理していくこととなります。

あと楢葉町に関しては、楢葉町も富岡町も恐らく同じような廃棄物量が出てくると思います。津波被害を受けた災害瓦れきも同じぐらいあると思います。楢葉町に関しては、避難解除見込み時期、また富岡町とは別の設定がされているとは思いますけれども、それぞれの市町村の避難に向けたスケジュールに合わせて、個々の事情をかんがみながらしっかりと同じような安全対策をさせていただきながら、今回仮設処理施設、そして仮置き場等を設置させていただきたいというものですので、そういった意味では線量の部分は借地料の設定には考慮していないというところです。

○議長（宮本皓一君）　いいですよ。

○2番（早川恒久君）　線量のことを考えないといふのであれば、賠償も一律に全損でやっていただきたいと思います。都合よ過ぎないですか。そういうところばかり線量も関係なしで一律で安い金額でやられて、ちょっと納得できないです、はっきり言って。おかしくないですか、それ。

だって、普通に考えて、事故前であればとんでもない数値ですよね。それを置くわけですよね。そんなもの、本来あれば富岡町は悪くないです。ほかの県外にでも持っていくってほしいのです。それを町の除染したものとか瓦れきをここに集めるということを、それはもう地権者もある程度承諾しているわけですから、それはそれでやっぱりそれだけの線量の高いものはそれなりのやっぱり地代を払うべきだと思います。今度は、国で借地をする場合は正常な地代とかありますけれども、それだったら特例で設ければいいではないですか。原発の被災地に関しては特例で、それ以上でも可能とかつくればいいのではないのですか。それだけの話だと思いますけれども。何でもかんでも法律に縛られて答弁されているだけだと思います、これ以外の答えだって。全て法律がどうのこうのばかりではないですか。だったら変えればいいではないですか。そう思いますけれども。

○議長（宮本皓一君）　森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷　賢君）　私ども政府の職員は、今回の事故を起こしたことについて、先ほど申し上げたとおり、責任を果たしていかなくてはいけないと。それは、深く思っているところです。

しかしながら、一方で行政の場合にどうしても法律、規則、その他さまざまなものがある種の社会的な横並びといいますか、そういうことも必要があって、現在のところこの借料については、先ほどから近藤が申し上げているような考え方で設定し、既に先行しているところについてはこの借料をもって地元の調整などもさせてもらってきているところでございます。そういう意味で、もう既にそういうものがあるからということについて、一定のまたお叱りを受けるのは覚悟の上で申し上げている

わけですけれども、共通の考え方から従った形で借料については設定し、それについて地権者のご理解を得てまいりたいと思っております。

今仮に買い上げというところについては、将来の姿をまるっきり否定するわけではありませんけれども、将来の姿はわからないのですけれども、私どもとしては環境省が精いっぱいできる形としては借地として3年間使わせていただき、この場については町長初め、また多くの方々が言わわれているように、あの地区を一定の公的な利用がされる土地として位置づけて、その上で公有地化をするということについては、私の立場から申し上げますと、復興庁、その他と話をして、そういう可能性を高めていくということをさせていただきたいなと思っておるわけですが、申しわけありませんが、現時点での仮置き場や仮設焼却施設についての用地をこの環境省買い上げというのは、まず冒頭申し上げた私どもの一般的な考え方、一般的な制度上の制約もありまして、大変申しわけないのですけれども、借り上げということで地権者の方とお話をさせていただけないかなと考えている次第です。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） お伺いしますが、1点目は今の森谷さんの冒頭での挨拶の中で今後は借り上げに向けて個別に折衝を図ることを言葉に出しましたですよね。その個別折衝において、もう完全に借り上げるだけのことしか話さないのか。大半の人は、住民の大半の人が買い上げてくださいということを申し出ているにもかかわらず、個別折衝でも「いや、借り上げ」、3年間は借り上げて、その後においてあとは町のほうか国のほうで、津波被災地という災害指定地域に指定されていますから、そのあで買い上げますという、この3年間といつても、3年という期間は誰が補償するのですか。3年になるか4年になるか、これはわからないことでしょう。今の借り上げ住宅と同じく、さあ1年延長、1年延長という線は、これは出てくるのです。その辺のことを踏まえると、やはり買い上げることも視野に、先ほど森谷さんは何かその辺のことに関しても今後煮詰めていくというようなちょっと言葉に出ましたけれども、それもはっきりとその辺を踏まえないとなかなか進まないのかなという感じを受けます。もう恐らく行政区長さんなり何なりとは、私のところ。将来の生活設計において、もううちを買ったとか土地を買ったという人は結構いるのです、この被災地の中に。そういう人のことも考えて、やはり配慮は必要ではないかなと。買い上げるということも視点に置かないと話は進まないような感じします。

それともう一点お伺いしますが、こちらの富岡町からの指摘事項への対応についての一番最後の欄なのですが、防波堤等そのものの復旧については、相当な長期間を要することから、仮置場・仮設処理施設の津波対策としては、現実的ではないと考えているというこの言葉なのですが、ということはこの施設をつくるに当たって、福島県とか国との協議で仮堤防の設置を含めた津波対策については協議しますではなくて、もう協議が始まっているなければならないのです。もう進めていかないと、これはどんどん、どんどん。この施設をつくるに当たって、やはりもう前提になるわけですから、もうこの対策は練っておかなければならぬのです。練るのには、半年、1年かかる。でも、できない場

合があるのです、予算の確保とか何かとか。その辺を踏まえて、この現実的ではないと考えているということを考えているのだから、こっちが先に来なければならないのです。

その2点ちょっと簡単に説明願います。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 既に被災地の方で将来の生活設計を進める上でまとまった資金が必要とされる。それは、家、土地を新たに手当したというか、今お話では購入されたということをお伺いしました。そういうところが今回仮置き場や仮設焼却炉の用地を借りたいと言ったときに、多くの方々からそうではなくて、買い上げを進めてくれということが背景にあるという点については、今黒沢議員のほうからお話を頂戴いたしまして、私としても認識を新たにさせてもらったところであります。

今後進め方については、まずは難しさがあるであろうというご指摘を今いただいておるわけですが借料を具体的に地権者の方にお示しし、そして3年間は借地として使わせていただきたいということを誠意を持ってお話をさせていただきたいなと思っております。

それから、防波堤のことについては、近藤のほうから申し上げますが、これはご指摘のとおり、仮のものであっても、早く協議を必要な人と始めて実行に移さないといけないだろうという点であると思いますので、この回答の……ちょっとその状況を近藤もしくは松永のほうからお話しさせてもらいたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 今議員からご指摘いただいた県との協議の件でございますけれども、これはもう始めております、内々にですけれども。始めておりますので、今後も早急に県と協議をしてきちんとした仮堤防の設置につなげられるように私ども頑張ってまいります。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 例えばこの仮堤防の協議が始まっているということなのですが、やはり現在の7メートル、8メートルの堤防でもそれを越えたということをこれが前提で、あくまでも。それに耐え得るようなある程度の仮設堤防をつくっていかないと、これは300年に1度とか何かのこれは想定外の津波であったとか何かという問題では済まされないと思うのです。いつ災難はやって来るかわからないですから、その辺も踏まえて、簡単な土のうを積んだとか何かではなくて、そこまで考えて住民を安心させるというか、その辺のことも踏まえるとどのような考え方になるのか、最後にだけ聞いておきます。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 津波対策につきましては、今議員ご指摘いただいたとおりでございますけれども、一方で仮置き場、仮設の処理施設というものは、町の復興を進める上でも重要な、必要な施設でございますので、早急に設置をしなければならないという要請があるわけ

でございます。そういう意味で、かなり長期間要してしまうような対策というものは、やはり無理だというふうに思いますけれども、そこはできるだけ対応をさせていただきたいというのと、あとそれをでは越えた場合どうなるのかというふうなことについては、先ほど施設のところでご説明をしたような緊急時の非常停止装置なんかを使って、これは二重、三重の対策をしていくというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 若干ダブるところがあるのですけれども、ちょっと数字的なことでお聞きしたいことがあります。

まず1つ目が、またちょっと戻って、家屋の撤去なのですけれども、言葉が被害の大きいとか線量が下がらなかつた場合とかというふうになつてゐるのですけれども、具体的に被害というか、基本的に放射能がかかっているものは、当然放射能の被害があるので、当然被害というふうに考えていいものと思っているのですけれども、違つたらまた見解を聞かせてください。

そのときに、当然建物ですので、空間線量でははかれないので、現実的に何cpmのものをもつて被害が大きいというふうに判断をしているのかということをちょっとお聞かせ願いたい。

2つ目は、今出た津波なのですけれども、津波被害で津波の想定高さは幾つで考えて話をしているのか。それもお聞かせください。

それからもう一つ、ちょっと焼却施設の件なのですけれども、緊急停止装置をつけるというふうに話があつたのですけれども、緊急停止装置の起動方法は、メカニカルなのか電気式なのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 解体撤去を行う際には、その解体撤去されるものがどういう理由で、そしてその理由を低量化する数値がどうかということについてのご質問かと、ちょっと私流に解釈させていただいて手短に申し上げましたが、そういうことだったと思います。

実は、その議論のほうはそれも含めて具体的なところはまだ詰まっておりませんで、ただ私のほう申し上げるのは、今ご指摘を遠藤議員からいただいたその点については、仮にといいますか、今後何らかの事情、何らかの必要性で家屋を解体撤去するという上では、当然その被害の程度とか汚染のレベルをしっかりと決めて進めないといけないというふうに思っております。申しわけありません、ちょっとそういう状況でございます。

それから、津波の想定レベルでありますとか焼却炉の緊急停止のメカニズムがどうかということについては、担当のほうからご報告いたします。

○議長（宮本皓一君） 近藤室長補佐。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 津波の想定のあれでございますけれども、これは堤

防事業というものは県が所管をしておりますので、今県と協議をするというふうな話をさせていただいておりますけれども、その中で県が保有しているデータもこちらにシェアをしていただいて具体的な対策として考えたいと思っております。今の段階でどれくらいの津波の大きさを想定しているのかというふうなことは、私どもまだ考えておりませんので、という状況でございます。

○議長（宮本皓一君） それから3番目、お願ひします。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 焼却炉には、無停電電源装置と非常用発電機を設置しまして、津波警報等来まして危ない場合はボタンを1つ押せば段階的に安全に停止できるような仕組みになっております。地震等で停電なんか起きましたら、その無停電電源装置または非常用発電機そういういったもので安全に停止していくといった形になります。

焼却炉につきましては、原子力発電所と違いまして、速やかに停止することが可能であります。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） まず、建物の線量なのですけれども、これから決めるというのであれば、法律に基づいて300c p m、当然法律上は300c p mのものは管理区域から出さないというふうに、間違っているわけなければならないのですけれども、間違っていたら訂正してください。300c p mのものは持ち出しができないというふうになっていたと思うのです。なので、当然僕らの住んでいる建物、使う倉庫、車庫、何でもそうです。建物は、使うから建物なわけですから、そういうものは当然300c p mを超えていたらそれはもう汚染されているものというふうな考えに立って決めていかないと困りますし、これは曲げれないような状態です、放射能の汚染ですから。汚染は被害です。被害です。

それから、今緊急停止は問題なくできると言いましたが、津波の想定高さがなくて、非常用電源。非常用電源は、津波で壊れないのですね。無停電装置は、津波がかかっても動くのですね。何の方策とりますと、とまるのですか。だから、メカニカルなのか電気制御制なのかということを聞いたわけですけれども、答えにならないのですけれども、そのところをきちっとしていただかないと、それによっては全然設備の置くものの場所とかそういうものが変わってくるのではないですか。

以上もう一度お答えください。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） 津波につきましては、警報で津波の高さが事前に出ますので、それによって停止をすることによって、事前に停止することは可能です。大体10分から20分あれば火を落として安定的に停止することができるというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 森谷賢さん。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） お答えの順番が逆になって申しわけありません。

遠藤議員おっしゃっていられた管理区域から持ち出す際の数値、300c p mというお話をありがとうございましたが、私自身その数値そうであったかどうか今頭の中にきちんと入っておりません。ただ、今遠藤議員

からおっしゃられたのは、1つの考え方というふうに理解いたしましたつもりです。管理区域から持ち出す際の基準を一つの参考にすべしというご指摘だったと思いますので、それは私どもの今後の検討の中で一つの大変な材料として、取り上げられるかどうか考えたいと思います。

済みません、数値はちょっと私のほうが全ての管理区域に関する数値を全部覚えているわけでも今はないものですから、申しわけありません。きちんとお答えできません。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 数値のほうは確認していただきたいのですけれども、参考ではなくて、僕は法律に基づいてお願いしますと言っているのです。

あなた方は、先ほどからずっと賠償のところで法律の話をずっとしていたので、それならば僕らも法律のところで賠償と同じように建物の撤去の解体の話があったわけで、当然法律に基づいて建物のほうも考えてくださいということなだけで、建物のほうだけ法律が関係なくして、宅地だけは法律だという……建物のほうを法律を若干参考……参考ではないです、だから法律なのですから。法律を参考にすると、そんな表現ないでしょう。であれば、ちゃんと宅地のほうも考えてくださいということです。矛盾しています。

それから、津波に関しては、想定なしのまま大丈夫です、大丈夫ですと言って、僕らに安全神話はもう通じないです。安全神話が破壊されているのですから、安全神話ではない安全をきちんと確保していただきたいということをもう一度つけ加えておきます。

○議長（宮本皓一君） 森谷賢さん。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 私どもの答弁が十分きちんと説明私自身ができていなかつたことだと思いますが、私が想定しているのは、個人の持ち物であるものについて何らかの措置をするということであれば、大もとは法律に基づいた措置にならざるを得ないと思っております。

ただし、その場合に、極めて具体的な例で、解体をするときに何らかの数値を決めるといったときには、広くおっしゃっていると思いますけれども、法律に基づく政令とか規則とか、いろいろさまざまにありますので、そういう意味で広くとらえていただければありがたいなと思っております。

ですから、数値について私が思ったのは、そういったお考えを実際の制度をつくるときには、その制度自身は法律という、広い意味での法律というといろんなレベルがあると思いますけれども、その中でしかるべきところで考えていかなくてはいけないという趣旨で申し上げたつもりでございまして、誤解を生じたところがあったとすれば、大変申しわけありません。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ちょっとお待ちください。

この2番のその他の件については、まだまだ皆さんからありますか。

〔「はい、あります」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　いや、時間は延長しましたから、夜中までもできる時間なのですが、なかなかそういうわけにもいきませんでしょから、もう一度仕切り直しをしてこういう席を設けていただきますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　どうですか、皆さん。

〔「じゃ、議長、あと2人だけだそうですから、もう2人だけこの場でやってしまったほうがいいんじゃないかなと思います」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　では、この後に執行部側からも申し入れがあるのです。だから、それを終わると7時かそこらにはなるのかなと思うのだけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　では、進めさせていただきます。

　　はい、どうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　いや、まだまだ、この後だもの。その他の中だから。議員からその他がなくとも……

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　では、ちょっと町のほうからその他の件についての説明はどのぐらいかかりますか。

〔「済みません、報告だけですから、説明はありません」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　それでは、進めさせていただきます。

　　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　今まで出た関連からちょっとお聞きしますが、今3番さんから出た300c p mの話出ましたが、私はそうではないと思うのです。3.11以前は、空間線量0.05から6でしたので、こんな300などという数字あるところはどこもないと思うのです。これは、原発の敷地内、放射能管理区域内から持ち出すときは300c p m以下ではないとだめだよということだから、こんな数字当てはめられたら困ります。

それで、一番は持ち主が望んだ場合には全て国の責任のもとで解体すると、そういうふうにしてもらわなかつたら困るので。そんな数字、こんなところばかり数字引用されても、放射能防護区域の数字しかないのですから、それを全部あなたは引用しているのですから。それをしっかり頭に置いてください。これが1点。

あと一点は、環境省さんでは、今回のいわき地区、郡山地区での仮置き場に対しての説明会の中で

町長に助けられて何とか乗り切ったと。というのは、最後に町長がまちづくりの中で最終的には買い取りも考えていると。国の予算で買えとか、国で補助金もらって町で買い取るか、そういう方向で町としては考えていると。その言葉にあなたたちは助けられたのです。

ただ、その言葉も3年後、4年目に現実味が出てくるのであれば私はいいと思うのです。5年後、10年後、20年後になるかわからない言葉だと思うのです、私は。そういう言葉で町民は惑わされているのです、地権者は。それで、先ほどから借り上げ単価の話出ていますが、平米当たり農地は百七十幾らとちょっと聞きましたけれども、百七十幾らというと17万幾らになるのです、1反歩当たり。決して安い単価では私はないと思っています。ただ、こういう事態が起きていますから、そんな単価で恐らく貸す人はいないでしょう。

そこで、町長が言った将来的には買い上げるという話がすぐに買い上げてもらうような捉え方でいますので、借り上げは成立私はするのかなと思うのですが、例えば借り上げ成立したら後でえらい問題になります。「何だ、富岡町うそついたのか」という話になりかねないと思うのです。だから、その辺の説明はしっかり再度私はしなくてはならないのではないかなと思います。

あと一つは、きょうあなたたちは了解もらいたいと来ていますけれども、今までの議論の中では、町の議論の中ではそういうことではないのです。まずは3行政区、地権者の3行政区にまずは示させていただいて、その後で隣接行政区とか町全体の説明会を開くと町長の口から私は聞いています。それほどことをやるのは大変だから、私はでは区域割の住民説明会のときになぜ説明できるような段階を踏まなかつたのですかと言った経緯あると思います。そのときにそういう言葉出てきているはずです。2つ目、それ。

あとは、小浜地区ですか、深谷地区、小浜地区になるのですか、あの国有林は。国有林の大分広いところを重点的に使うような考え方でしようけれども、この地図を見ると、し尿処理場。し尿処理場あたりも端のほう一部含むのかなと思いますが、その辺の場所をお教えください、正確な場所。

あとは、この説明資料の中で6ページ。6ページだと、周辺環境と同等の管理をしますよとなっているのです、これ、周辺環境。周辺環境というと、今3.11以前の数値から言うとかなり高いと思うのです。そういう場合に、周辺環境と同等の管理というものは、私は法的な数値の管理ではないのではないかなと思うのですが、その辺もお聞かせください。全てそうです、これ。モニタリングもそうだし、水処理なんかもそうだし、ダイオキシンなんかもそうなのだけれども、ダイオキシンとか水処理はそんなに水出ないと思いますし、その辺お教えください。

あと一つは、説明会のときもそうだし、きょうもそうだ。焼却施設だけはきちんと守るための高台に持つていって、それで防護壁も、津波対策もやるとあなたたちは言っていますが、先ほど黒沢議員から指摘あったように、3番議員から指摘あったように、この放射能汚染物質を置いた場所に関しては余りやる気持っていないような、土木事務所のほうにお任せのような考え方なのです。今現在こういうふうになっているのは、津波が一番の原因でこういうふうな状況が起きているわけですから、

津波対策は完璧にやらなくてはならないと思うのです。ましてや焼却炉なんか流されてもまたつくればいいのだから。そうでしょう。放射能汚染物質流されたらどうするのですか。2次災害起こすのですか。海から土地から全部また汚すのですか、この汚染物質で。だから、焼却炉を守ればいいという話では私はないと思うのです。だから、その辺をしっかりと土木と協議の上、今回の津波に対応できるものは恐らく無理だと思いますので、どこまで本気を出して、どこまでのものをつくるのか、その辺は今からの検討課題でしょうから、焼却炉を守ることなんか考えなくていいですから、焼却炉なんか流されたらつくればいいのだから。放射能汚染物質流されないような方法をとってください。

その5点ですか、お聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 森谷賢さん。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 渡辺議員からまず最初に取り上げていただいた点についてですけれども、まずある必要性から家屋を解体撤去するときの基準についてのお話については、渡辺議員からのご指摘の点については私感じているところは、先ほど遠藤議員のほうからお話をあったときに、遠藤議員からのアイデアとして、例えば300c p mでしたでしょうか、という数値があったので、そういうものをある程度参考というのは、視野に入れて考えなくてはいけないかなと思ったものですから、参考という言葉自身が私自身としては制度をつくっていく上の何らかの具体的な数値をいろいろ考えるときには必要だろうと思って検討の視野に入れる参考という言葉を使ってしまいました。

いずれにしろ、今ここで結論が私から出せるものではありませんが、このご指摘の点は、それぞれの数値というものはどういうところで適用されてきているのかと、それがどういう意味をかつて持ってきていているのかということを十分わきまえて参考にすべしというお話だったと思いますので、それについてはそういう理解をさせていただきたい、私はしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、係るこの場所、3行政区の場所において、将来のまちづくりについて、直ちに3年後から土地利用の計画ができ上がって具体的に何かが動いていくというふうに単純ではないし、またそういうふうに説明するとかえって住民の方を惑わす結果になるのではないかというそういう警告ということで私理解させていただきました。

しかしながら、町長のお考えもありますし、いろんな方のお考えもありますので、この3つの行政区の中のこの土地についての将来をどうするかというものは、それは皆の関心事で、大事なことだと思いますので、それについての検討を真剣にするということについては少なくとも私皆さんに申し上げさせていただきたいなと思います。確かに郡山市の会場で借料を具体的に数値をここで言いなさいと。マスコミの方がおられたところだったわけですけれども、そのときに買い上げのことと関係し、将来の土地利用ということで町長が発言していただいたことで確かに私ども急場を救われたという想いでいっぱいございまして、そういう経緯、それから今後のことを考えると、私どもこれはここ

土地利用は大変重要な課題であるという認識でいっぱいございます。

それから、ちょっと個別に3行政区以外の方にどのようにお話させたらいいのかということについては……

〔何事か言う人あり〕

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） そうすると、浄化センターの位置でありますとか、周辺環境と同等の管理、ダイオキシン、水処理、そして焼却施設だけではなくて、仮置き場についてもしっかり津波対策をと、これについてはちょっと担当のほうからお話させてもらいます。

○議長（宮本皓一君） 近藤さん。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君） まず、周辺環境と同等の管理というふうなことでございますけれども、これは仮置き場でありますとか仮設の処理施設についてどういうふうに安全性を確保していくのかというふうなことでお示しをさせていただいたものですが、住民の方からもよく仮置き場でそういう放射性物質を集積をしたりすとかあるいはその仮設の処理施設でそういう汚染された廃棄物を処理することによって、その汚染がその土地に広がってしまうのではないかというふうな指摘よくいただくところです。そういうことはないと。仮置き場については、きちんと汚染度の高いものがあるのであれば、それを先ほどご説明したような遮へいの措置等によって遮へいをいたしまし、仮設の処理施設については、焼却炉については例えばフィルターをつけるとか、そういうふうな措置によって放射性物質がきちんと外に出ないようにしますというふうなそういう対策をとることによって、確かに議員おっしゃるように、あのあたりの土地というものは通常よりも放射線量高い状況に今あるわけでございますけれども、そのような廃棄物の処理によってさらにそれを高めてしまうというふうなことはあってはならないことだと思いますので、そういうことがないように対策をきちんと行っていますというふうなことをご説明させていただいたものでございます。

それから、ダイオキシンにつきましても、ここには、済みません、書き切れていないわけですけれども、きちんと基準値がございます。これは、通常の基準値と同様のものになりますけれども、そういった基準値を遵守することによって汚染が起こらないというふうなことを担保していきたいというふうに考えております。

それから、焼却施設は津波対策をするのだけれども、仮置き場はしないのではないかというふうなご指摘ですけれども、これはそうではございませんで、確かに焼却施設を今回候補地の中で一番高い位置に持ってこさせていただいたというようなことはございますが、ほかの土地については放っておくということではございませんで、仮置き場を保護するための仮堤防の設置のようなこともきちんと県とさきのその処理施設の仮堤防とあわせてこれは話をするということを考えております。

○議長（宮本皓一君） 松永君。

○福島環境再生事務所専門官（松永暁道君） あともう一点、深谷地区の仮置き場の場所ということがありましたがけれども、これは深谷地区になります。小浜と隣接する形にはなるかとは思いますが、

深谷地区を想定しています。

あと汚泥再生処理センターが現地にはあると思います。汚泥再生処理センターのすぐ東側のやや平たくて起伏が少ないということからこの場所を選ばせていただいたところです。汚泥再生処理センターは、今のところ南側に土地があいていると思いますけれども、その場所を、今後調整かとは思いますが、仮置き場をもし設置することになれば、そういういた設置するための資機材の場所として使わせてもらえないかというふうに考えているところであります。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 3行政区のほかの隣接についての同意ということなのですが、私記憶にないのです。それで、今議事録を見ました。そういう質問はされているのです。だけれども、これについてはこちらのほうで、事務局のほうで説明させますから、同意を全て住民とかあれば私のほうでは記憶ないです。ですから、それについては議事録も今確認しました。

それから、私が郡山の後半の将来の土地利用計画でいろいろと国の財源の中での賠償というか、買い上げ、これについての取り組み。あのときは、本当は復興庁が同席すれば一番よかったです、いなかったために、それについては指摘しました。

それで、津波シミュレーションを今やっています。この間と同じような、同じ高さの津波が押し寄せたときについては、いかに防波堤が、今度8.6ぐらいに上がるのですが、それといわゆる今度浜街道の橋梁はあのまま使えるので、あれから南側についてのルートをちょっと西のほうに寄せて、それでその間150から200の間がいわゆる減災林というか、防災林を今度やります。そういう計画をしています。その後ＪＲと今度予定をルート変更する浜街道の間の土地利用計画は、これからいろいろな計画立てるわけなのです。それで、浜街道のルート変更の調査費は25年度に私の記憶では1,000万円県のほうで上げています。ですから、そういうものは目前にそういう計画が上がっていて、あと防波堤も今度はもういよいよ着工する予定になっていますから、そういうことの中での当然もうずっと10年先の話でなくて、この土地利用計画については今後国のほうで復興総局等々も含めて具体的なものに今度入るということも多少の私裏づけがあってその辺を含めた皆さんにお話をしたという経緯でございます。

ひとつよろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 区域見直しの住民説明会の中で、私のほうから何度も何度も仮置き場のことについて答弁をさせて、説明させていただいております。その中で、現在仮置き場につきましては、国の環境省の事業として関係区域の皆様へのご理解とご説明を行い、ご理解がいただければ改めて町民の皆様へ周知するということとなっておりますというふうに説明をしております。

ですから、ここの中で今現在住民説明会の中では、仮置き場の経緯を説明しております。いわきと郡山については、多分2月の3日から交渉に当たっていますということもつけ加えて説明をしている

と私覚えておりますので、そういう経緯でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今の問題先にやらせてもらいますから。2日、3日の仮置き場に対しての住民説明会という話、この席で出たのです。そのときに私と高橋議員が多分指摘したと思うのですが、私はそんな地権者の行政区、それだけで済む問題ではないでしょうと、隣接もあるし。そういう大きな問題なのだから、なぜ住民説明会、区域割の説明会のときにそれもつけ加えてやるような段取りにしなかったのですかということを言ったら、そのときに、とりあえずは地権者に説明させてくれと、その後で町民全体でやるか、隣接でやるかは考えて説明会は開きますからという答弁はもらったのです。

それ書き取っていないとすれば、それはいいですけれども。というのは、隣接の人たちからいろんな苦情が来ているのです。というのは、例えば下郡地区とかあの辺は避難準備区域ですか。避難準備区域であれば3年とか4年の中で「はい、除染しました。ある程度ライフラインも直ってきましたので、帰れるようになりましたよ」という話が必ず出てくると思うのです。そのときに、環境省は3年で片付けますよと言っていますが、誰もそんなこと信用している人いないのです、3年が5年になり、10年になりますから。私だって思っています。何ぼ最低でも七、八年はかかるのだろうと思っています。そういうことを踏まえて、隣接の人たちは心配しているのです。我々の目に映る姿が放射能汚染物質を燃やす煙突しか見えないようでは、帰れと言っても帰れないだろうと、そういう心配しているのです。だから、環境省さんが国を挙げて3年で片付けるから使わせてくださいと言うのならば話は別なのです。誰も言う人いないでしょう。そこに問題ありなのです、全ての問題が。地域住民の人だってごもっともな心配です。あなたらができなかつたら、国挙げて帰す政策なんかとする必要ないです、垂れ流しにお金を使って。責任持って1ミリを目指しますなど言っても、1ミリになるの何年かかるの。100年かかるでしょう、幾らやつても。そんなことあなたらが一番わかっているはずです。だから、そういうできもしないことを言って説得しようとするから反発来るのです。だから、できる数字きちっと言えば誰も文句言わないと思うのです。だから、その辺をしっかり踏まえて今後はやっていただきたいと思います。

あとは、官林の国有林の仮置き場にしても、あそこは8カ町村の生活に絶対必要な処理場があるのです。そこに隣接して汚染物質を置こうなどという考え方私は間違っていると思うし、多分広域圏ではそんなことは了解しないと思います。一番重要なのです。今からどうするのですか、し尿処理だって富岡町に仮設トイレ50個も70個もついて、それだって片づけなくてはならない。引き受け先がないのです、あなたら一番わかっているでしょう。日本全国の汚泥処理場から出たもの、8,000ベクレル以下は一般の埋立地に埋めていいですよなどとあなたら言っても、どこか引き受けているところありますか、今日本全国で。福島県の下水道処理場なんか見てきてみなさい。大半がトンパックで埋まっています。そういう重要な施設あるということあなたらわかっているでしょう。し尿処理だって、い

わきで何とか10月までは処理してもらうように改造がおくれたためになったけれども、10月以降は万歳しているのです。どこも受けるところないのです。あなたらしょって東京に運ぶのですか。

だから、そういうもろもろの問題があるのに、差し当たっての問題だけ何とかクリアできればいいでしょうなどという考え方でこういう会議に臨むからおかしくなってしまうのです。ちゃんと町村長とも話して、全ての問題をクリアしてからこういうところに持てこないと。私はそう思うのです。だから、必要なことは、町民の人より我々が一番わかっているから、あしたにもつくってもらいたいのです。私は、つくってもらって大いに結構だと思うのです。ただ、そういう町民の不安を解消できなかったら、我々幾らつくれ、つくれと言ってもできる話ではないでしょう。その辺をきちっと考えていただきたいと。

どうでしょうか、全体の質問の中でそういうことなのです。だから、もう少し慎重に考えてもらわないと。3年でできるのであれば、私はいろんな問題はありますけれども、私は反対はしません、3年で本当に持ていけるのであれば。誰も約束できる人いないし、自分たちだってそれは無理だと思っているのではないかなど私は想像しております。どうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 森谷賢さん。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 今いろんな議員からご指摘のあったことを総括した形でお話を頂戴したという気持ちでいっぱいあります。

難しいことはたくさんありますし、調整しないといけない点は本当にたくさんあって、正直なところ簡単なことではないのは事実であります、ご指摘のとおりでございます。

しかし、どこからか可能性のあるところから話を進めないことには進まないだろうということでこのようなことになっておりまして、ですから全てをクリアしてから議論をというのも確かにご指摘ではありますけれども、皆様方のお時間をこんなにとってしまったのは大変申しわけないですけれども、少しでも前に進められないものかということでこのような時間を頂戴してしまいましたことについては、大変申しわけなく思っております。

1ミリシーベルトの達成、それからもう一つの仮設、仮置き場付近の大変汚泥処理場があるというご指摘、それから一体本当に3年間で仮置きが済むのかどうかはっきりさせてくれと、さまざまにご指摘いただきました。これについては、一度私どもが申し上げたところは、その実現に向けて最大限の努力をするわけですが、しかしご指摘の点は深く私にも響くものがございますので、それは今後事を進めるに当たって十分深く留意していくかなくてはいけないという思いでいっぱいあります。

個々のことについては、ちょっとお答えできないところも多々あるものですから、このような回答しかできないことをお許し願いたいと思います。

〔「はい、ありがとうございます。終わります」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 高橋実君。

○10番（高橋 実君） さっきから言っていた家屋の解体、これ2通りあると思う。激甚災害になっ

ている津波、地震の分と、あとは放射線の分と、これ一緒に考えているみたいなのだけれども、仮に私が解除になって戻って私の家が地震による倒壊で全壊だったとか半壊だ。半壊でもよく見たらば肝心かなめのぐしがやられている、棟がやられているといったときには全壊になるでしょうから。そうしたらば、これは地震によるものだから激甚災害になっていなくても、放射能かぶっていれば、今度国の各省庁及び東京電力による災害ということで2つに分かれると思う、まずは。どこから情報も行っていると思う、森谷さん。何か全部皆さん一緒に答弁しているけれども、分けて考えたほうが私はいいと思います。

あと10万ベクレル以上、以下の取り扱いは、結局10万ベクレル以上は中間貯蔵庫、10万以下は最終処分ということで、まさかこれに一緒にエコテックの話も出してくれればいい、もう。全然話だけで表面に出てきていないのだけれども、エコテックのほうを国で賠償するのか、エコテックにお願いするのかわからないけれども、その前段に富岡町のきょうはもらわないと新搬入もできないのだけれども、そこら辺を考えたほうが一番早いと思う。埋めないで仮置き場に、エコテックを、破碎、焼却は別な場所で。そうすると、そんなに頭痛い思いすることないと思っているのだけれども、私は。

あとフレコンバックに入らないもの、鉄骨関係とかそういうやつはどんな処理を考えているのか。

あとは、一番さつきから言っていた津波被害の離岸堤、防波堤、工事に伴って出るコンクリ殻とかそういうものを応急的に使って急場をしのぐとか、いろいろやり方あると思う、それだけ間に合うほど集まるかといえば乏しいところあると思うのだけれども。

あとこれ利用できる状態になったとき、多分に来月ないし4月の頭に解除富岡もなってきて、この地区も解除になる地区なのだけれども、このときの安全対策何にも出てこないのだけれども、きめ細かく。常磐線で線は引けるから、そこら辺できっちりした進入防止策はとれると思うのだけれども。

あと借地権で借り上げ云々とさっきも言って、最後に町長話したけれども、確かにJRがはっきり法線決定すれば、結局もともとは国鉄だったJRがその路線では危険だということで法線変えるのでしょうかから、国のほうもその地区、この仮置き場にお願い云々というところは何かの形は十二分対応できると思う、町長骨折ってくれれば。ちょうどJRが先にてくれるか町長がJRの話を切り出して復興庁と話してくれるか。根本大臣とか、地元からは1区から上岡先生も政務官で出ているわけだし、そういう人によく現地に入ってもらって現状をつぶさに把握してもらった上で関係省庁との連携を模索すればできることでもないのかなとさっきから聞いていたのです。

その点、以上1、2、3、4、5、6。

○議長（宮本皓一君） 森谷賢さん。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） まず、第1点目の解体撤去については、地震によるもの、津波によるもの、除染のために必要なものといったことそれにきちんと分けて考えるべきだというご指摘、そのとおりでございますので、今後私ども資料など、それから答弁に当たってはちゃんと必要に応じて分けてご説明申し上げないといけないと思いました。

それから、2点目のエコテックの話につきましては、これはちょっと私ども今お話しできる材料私自身は持っておりますが、もちろんエコテックの活用については、環境省として提案をしておるところでございます。ただ、これについては、富岡町の中にあるものでありますし、また隣接する町との関係もあるということで、今後どのようにお話をここ富岡町の皆さんに、少なくともこの全員協議会も含め、どうしたらいいのかというものは、ちょっと私ども申し上げる材料がないのですけれどもかねてからこのエコテックの件は環境省の廃棄物対策部で重要なものとして位置づけておりますので、いずれ機会がいただけるときには、この環境省側のエコテックについてどう考えているのかということをお話しできるようになればいいなと私は今思っております。

それから、3点目の鉄骨でしょうか、長いものというものは。鉄骨などフレコンバックに入れられないものとか、それから防波堤にコンクリート殻を応急的に使うことありますとか、それから区域見直しがされた後に、多分これは一時帰還がふえるというようなことであろうかと思いましたけれども、この仮置き場として想定している場所の進入防止等の安全対策をどうするのかと。

それから6点目は、JRに関することで、ちょっと私も把握できていないこともありますけれども、このJRのことを除きまして、個別のフレコンバック、コンクリート殻、進入防止策については、担当のほうからちょっと答えさせてもらいたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　近藤さん。

○福島環境再生事務所室長補佐（近藤慎吾君）　まず、フレコンに入らないようなものの処理の件でございますけれども、これはちょっと事例をお話をさせていただきますと、例えば南相馬市では、既に災害瓦れきの撤去が始まっていますけれども、いろいろなやり方あるかと思いますが、例えば今災害瓦れきがあるその場所で重機によって粗く破碎をしたりして、それでフレコンの中に入れられるようなサイズにして入れて運ぶとか、いろいろそういうやり方があろうかと思います。運搬の際に汚染が拡散をするというふうなことは、これはあってはならないことだと思いますので、きちんとした運搬ができるようにこれは考えたいと思います。

それから、防波堤にコンクリートの殻を応急的に活用したらどうかというふうなご指摘、これはごもっともでございます。ご指摘ありがとうございます。そのコンクリートの殻のような不燃物、こういったものは安全性に配慮することはもちろんですけれども、できるだけリサイクルをしていかないとどこにも持って行き場がないというふうなことでございますので、これはできるだけこういった応急対策に使うとか、そういうリサイクルを考えていきたいと思っております。

それから、区域見直しの後の仮置き場、仮設の処理施設の周辺の安全の確保の策、具体的には進入防止の策についてでございますけれども、仮置き場や仮設の処理施設については、例えばフェンスを張るとか、そういう形で、無関係の方が進入をするようなことを防止をしてまいりますし、またトラックの進入路の設定や交通誘導員の配置なんかによって、周辺の交通安全についても配慮をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 常磐線の件が出たので、若干私のほうから今の状況だけ話しておきます。

いろいろ今まで私は民主政権の国交大臣にも直接私行つて、この常磐線のルート変更による復旧を急ぐようにお願いしてきました。ある程度素案は、水戸支社のほうの部長が来て漫画をかいて一応提案し、いわゆる運輸省というのですか、国土交通省の鉄道局のほうから現地視察も早速しているわけです。最近は、津波シミュレーション、さっき申し上げた、それによっての今後の減災林とか浜街道のかさ上げ等々の多重防護でどのくらいの、この間と同じ津波が来たときに、シミュレーションが出ました。それは、例えば富岡駅の場合は50センチからそのぐらいの水位でおさまるというものをもとに今JRの水戸支社のほうとはそのような考え方について提示しております。その中で、JRの水戸支社のほうでは、かさ上げ分はとにかくJRでは持てませんよと、国のほうで支援ない限りはこれについてはできませんということであるが、実は2日前かな、JRの東日本の本社のいわゆるトップの責任者、今度の3県、岩手、宮城、福島のJRが被災したところの総責任者、前JR水戸支社長なのです。富岡にも何回も入ってきてくれています。そのほうから電話あります、来月の初旬にちょっと私と会いたいと。これは、最新の情報です。ようやく動き出して。そのほかに竜田駅までは延長するような今もう工事に入るような、そう傷んでいませんから。そういうことが最新の情報であります、少し動き出しましたので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 最後に、県中・県南支所長の黒澤さんと森谷さんにちょっと俺のほうから確認したいのだけれども、今さらの話なのだけれども、除染というものをどういうふうにあなた方は理解しています。

仙台でちよこっと後ろのほうにいて聞いたのだけれども、10マイクロだったら何十%、5マイクロだったら何ぼとかと。この除染というやり方、手法。ちょっと後ろで聞いていて、現実味のない、理解の乏しい答弁だったので、除染とはどういうことを除染と言うの。

まず、黒澤さんから聞きたいのだけれども。

○議長（宮本皓一君） 黒澤県中・県南支所長。

○福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） 黒澤でございます。

今のご質問ですけれども、私が除染というふうに考えておりますのは、3.11から起きた放射線物質が地面等いろんなところにたまっているものについて、できる限りそれを取り除いて1カ所に集めて遮へいして人から離すということによって、人の生活環境から離して、人への被害を防ぐと、放射線による被害を防ぐということだというふうに考えています。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 今黒澤支所長が申し上げたところについても、私もそのように思います。

通常は、これまでふき取ったり流したりして、それを可能な限り回収し、安全な形で隔離し、空間線量を下げて、人の健康やその他問題が起きないようにしていくと。その一連の作業だと思って…  
…

[「遮へいしてね」と言う人あり]

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 遮へいして。そう思っております。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 森谷さんとか黒澤さんは、これで答弁まともなのだけれども、末端までそれ職員に理解していないよ。理解していないよ、あなた方の末端の職員は。郡山も福島も広野も理解していないよ、富岡でも。よくヒアリングして、私と同じことを自分の末端の部下まで確認してください。富岡あんなことやっていたのでは落ちません。全然あなた方の答弁と末端の人らは違うし、私たち富岡町民に限らず、震災の人間は早く軽減して昔の、前の富岡に、前の各自治体に戻りたいのですから。内部の上下職員のいざこざとか末端の理解のしていない職員は送ってよこさないでください。そして、人のせいにしないように。それも申しつけておきますので。

何言われているか当の本人はちょっとわからないところがあるかも……黒澤さんは何ばかわかっているのだけれども。

○議長（宮本皓一君） 黒澤さん。

○福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） 今先生からお話のあったことにつきましては、私ども職員は今私が申したようなことについて十分理解しているとは思いますけれども、現実の除染現場におきましてはさまざまなことがもう先生よくご存じのようにございまして、なかなか除染技術、そういうもので思ったようにいかないといった部分もあるかと思います。

したがいまして、またそういうところで個別にそういった問題があれば、私ども言っていただければできる限り個別にできる範囲で持っている技術力をもって最大限努力したいというふうに思っておりますし、また仮にそういうふうなことが職員にあれば、またそれもあわせて言っていただければ注意をしていきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひいたします。

[「最後」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 注意してしてもらって、多分數人のお宅の部下は理解していない。骨折つてくれた人いるのだけれども、人のせいにまずしているみたいですから。

終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「議事進行」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） はい。

○13番（三瓶一郎君） 議長、きょうのこの会議は、ほとんど出尽くしていると思うので、この辺で閉じてはいかがですか。

○議長（宮本皓一君） いや、先ほどあと2名という話でしたので、そのほかありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

これで仮置き場及び仮設処理施設の設置についての件を終わります。

その他議員の皆さんからございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、執行部からございますか。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 私のほうからちょっと2点だけ御礼と報告をさせていただきます。

初めに、今回説明会、住民説明会に対しまして、議長始め、議員の皆様にご協力、ご出席いただきましたこと改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、報告でございますが、昨年12月中に実施いたしました住民意向調査の結果が今月8日に復興大臣から速報版として公表されましたので、お手元のほうに配付させていただきました。これは、富岡町住民の18歳以上を対象に行ったものであります、回答率が57.9%という結果でございました。後でごらんいただきたいと思います。

なお、詳しい内容については、現在精査中でございますので、終わりましたらまたご報告したいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） ほかにはありませんね。

総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） それでは、私のほうより1件ご報告申し上げます。

予算の専決についてであります。国の福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業の24年度補正予算208億円が現在国の補正予算として予算化されておりますが、国において採決がおくれている状況にあります。町として、区域見直しに伴い、本年度中に設置や配置をしなければならないものについて、定例会の補正予算議決においては工期的に不可能になることから、今後国の動向を見ながら本予算の執行について専決処分をさせていただきたいと思っております。

なお、専決予算の報告につきましては、3月定例会において詳しくご報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） これをもちまして、付議事件2、その他の件を終わります。

以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

閉 会 (午後 6時14分)